

令和6年産に向けた水田農業の取組方針 (ver.1.2)

農林水産省農産局企画課

水田農業対策室

令和5年11月

主食用米等の令和5/6年及び令和6/7年の需給見通し(令和5年10月公表 基本指針)

【令和5/6年の主食用米等の需給見通し】

(単位: 万トン)

令和5年6月末民間在庫量	A	197	→	194	《3》
令和5年産主食用米等生産量	B	662	←	見通し: 669万トン	
令和5/6年主食用米等供給量計	C=A+B	859			
令和5/6年主食用米等需要量	D	682			
令和6年6月末民間在庫量	E=C-D	177			

令和2年産米のコロナ影響緩和特別対策(特別枠)を除いた場合の見通し

R5年産の生産量の見通しと同水準の生産量

【令和6/7年の主食用米等の需給見通し】

(単位: 万トン)

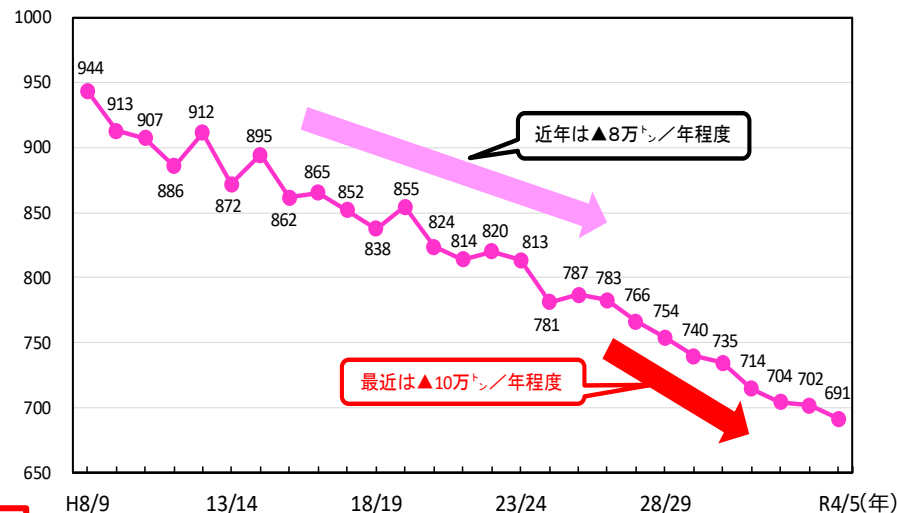
令和6年6月末民間在庫量	E	177	
令和6年産主食用米等生産量	F	669	←
令和6/7年主食用米等供給量計	G=E+F	847	
令和6/7年主食用米等需要量	H	671	
令和7年6月末民間在庫量	I=G-H	176	

注1: 欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)に取り組む令和2年産米を除いた場合の見通しであり、《 》書きは特別枠に係る取組数量。

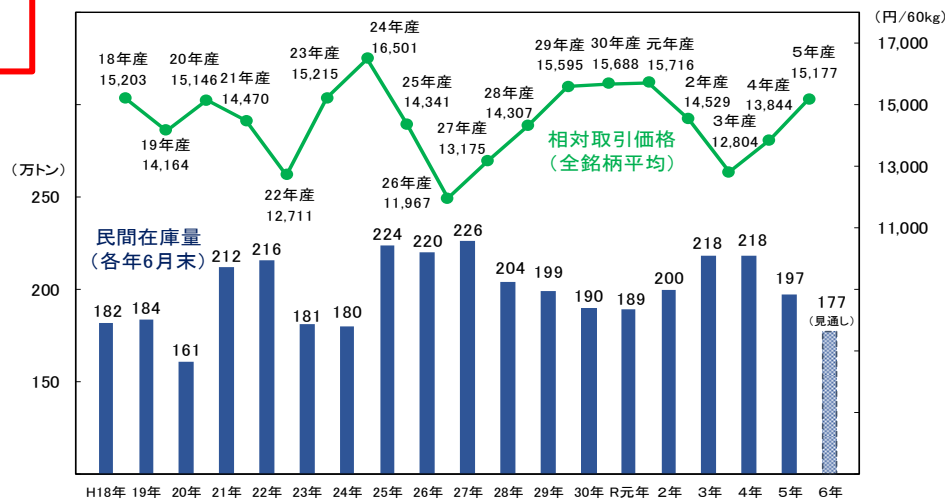
注2: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

主食用米の需要量の推移

(万トン)



相対取引価格と民間在庫量の推移



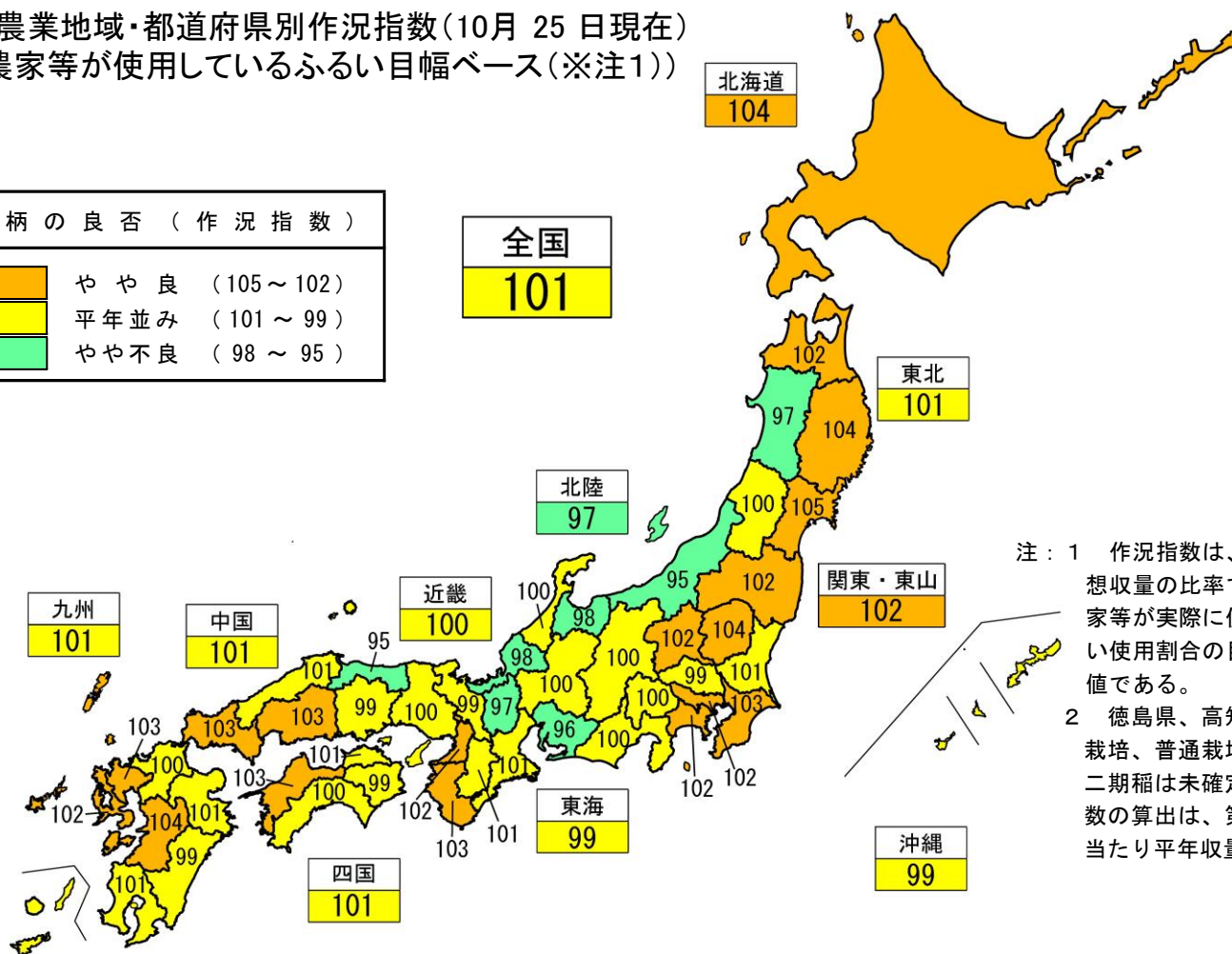
注: 相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで(令和5年産は出回りから5年10月までの速報値)の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

令和5年産水稻の作付面積及び10月25日現在の予想収穫量

- 令和5年産水稻の作付面積（子実用）は134万4,000ha（前年産に比べ1万1,000ha減少）となった。うち主食用作付面積は124万2,000ha（前年産に比べ9,000ha減少）となった。
- 10月25日現在における全国の10a当たり予想収量（1.70mmのふるい目幅ベース）は533kgと見込まれる。
- 主食用作付面積に10a当たり予想収量を乗じた主食用の予想収穫量は661万t（前年産に比べ9万1,000t減少）と見込まれる。
- 農家等が使用しているふるい目幅ベースの全国の作況指数は101となる見込み。

全国農業地域・都道府県別作況指数(10月25日現在)
(農家等が使用しているふるい目幅ベース(※注1))

作柄の良否（作況指数）	
	やや良（105～102）
	平年並み（101～99）
	やや不良（98～95）



- 注：1 作況指数は、10a当たり平年収量に対する10a当たり予想収量の比率であり、都道府県ごとに、過去5か年間に農家等が実際に使用したふるい目幅の分布において、最も多い使用割合の目幅以上に選別された玄米を基に算出した数値である。
- 2 徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の作況指数は早期栽培、普通栽培を合算したものである。また、沖縄県の第二期稲は未確定の要素が多いことから、沖縄県計の作況指数の算出は、第一期稲の10a当たり収量と第二期稲の10a当たり平年収量の加重平均を用いた。

令和5年産の水田における作付状況(令和5年9月30日時点)

- ・ 全国の主食用米の作付面積については、前年実績（125.1万ha）から0.9万ha減少（▲0.7%）し、124.2万haとなった。
- ・ 令和5年産で畑地化に取り組む面積は、麦、大豆、飼料作物、そば、なたねのほか、高収益作物等を加えると3.5万haとなる見込み。

【主食用米及び戦略作物等の作付状況】

	主食用米	戦略作物等								備蓄米	
		加工用米	新規需要米				麦	大豆	飼料作物 そば なたね		戦略作物等 合計面積
			新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 (<small>稲発酵 粗飼料用稲</small>)					
H29年産	137.0	5.2	0.1	0.5	9.2	4.3	9.8	9.0	10.2	48.3	3.5
H30年産	138.6	5.1	0.4	0.5	8.0	4.3	9.7	8.8	10.2	47.0	2.2
R元年産	137.9	4.7	0.4	0.5	7.3	4.2	9.7	8.6	10.2	45.6	3.3
R2年産	136.6	4.5	0.6	0.6	7.1	4.3	9.8	8.5	10.2	45.6	3.7
R3年産	130.3	4.8	0.7	0.8	11.6	4.4	10.2	8.5	10.2	51.2	3.6
R4年産	125.1	5.0	0.7	0.8	14.2	4.8	10.6	8.9	9.9	54.9	3.6
R5年産	124.2	4.9	0.9	0.8	13.4	5.3	10.5	8.8	8.3	52.8	3.5
畑地化面積	—	—	—	—	—	—	0.4	0.2	1.6	2.2 (3.5)※	—

注1：加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米）は取組計画の認定面積。

注2：備蓄米は、地域農業再生協議会が把握した面積。

注3：麦、大豆、飼料作物、そば、なたねは、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

※R5年産畑地化面積の戦略作物等合計面積欄の3.5万haについては、麦、大豆、飼料作物、そば、なたねのほか、高収益作物等を加えた面積。

令和5年産の水田における作付状況(都道府県別。令和5年9月30日時点)①

(ha)

都道府県	主食用米			戦略作物等										備蓄米	
	①	【参考】		加工用米	新規需要米					麦	大豆	飼料作物	そば		なたね
		前年産 (4年産) ②	増減 ①-②		新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 稲発酵 粗飼料用稲	その他						
全国計	124.2万	125.1万	▲ 0.9万	48,797	9,091	7,587	133,925	53,055	71	104,554	87,984	56,422	25,959	649	35,359
北海道	82,200	82,500	▲ 300	6,920	1,974	143	6,788	1,594	-	33,869	17,865	11,780	6,551	411	2,089
青森	33,800	33,900	▲ 100	787	321	12	7,930	788	-	561	4,801	3,571	1,133	24	5,661
岩手	42,800	43,700	▲ 900	1,283	417	30	5,739	2,396	1	3,491	4,196	6,717	686	17	663
宮城	57,200	57,000	200	626	894	103	9,801	2,757	1	2,186	9,525	5,421	436	0	2,144
秋田	69,900	69,100	800	8,264	500	329	4,265	1,235	2	182	8,701	1,968	3,290	0	3,955
山形	52,400	52,700	▲ 300	4,516	440	112	5,138	1,239	4	73	4,655	2,375	4,337	1	3,484
福島	53,100	51,900	1,200	448	142	12	11,722	1,079	1	333	907	1,598	1,499	84	4,753
茨城	57,800	58,300	▲ 500	947	762	55	13,886	653	3	4,037	776	491	311	1	217
栃木	47,200	46,100	1,100	1,513	70	1,418	15,069	2,177	4	7,442	419	3,046	1,208	6	1,149
群馬	12,400	12,400	0	1,389	0	168	1,661	621	-	2,185	118	173	33	0	-
埼玉	27,500	27,400	100	144	52	769	3,605	124	-	1,877	383	158	50	6	43
千葉	45,800	45,500	300	1,672	35	135	10,154	1,316	-	440	262	312	2	1	122
東京	111	115	▲ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	2,850	2,880	▲ 30	-	-	-	13	2	-	4	6	4	0	-	-
新潟	100,600	99,900	700	7,093	1,586	1,784	4,032	533	1	190	4,000	302	860	-	4,559
富山	31,200	31,300	▲ 100	1,220	342	266	2,096	480	-	2,834	4,165	329	253	22	2,202
石川	20,800	20,700	100	481	65	371	1,131	127	-	1,198	981	27	144	-	1,629
福井	21,500	21,600	▲ 100	322	132	213	1,976	160	-	5,210	76	43	481	-	1,218
山梨	4,660	4,690	▲ 30	62	-	29	21	18	-	62	99	23	103	0	-
長野	29,300	29,800	▲ 500	733	245	24	429	265	-	2,570	677	603	2,366	0	257
岐阜	19,700	20,000	▲ 300	741	78	65	3,496	303	-	3,689	359	521	259	6	94
静岡	15,000	15,000	0	105	1	8	1,011	330	-	244	38	40	28	-	4
愛知	24,700	25,200	▲ 500	573	44	278	2,040	182	-	5,646	70	133	7	11	176
三重	24,900	25,200	▲ 300	168	54	95	2,426	303	-	7,050	188	169	19	9	53

※1 主食用米は統計部公表の都道府県別の主食用米面積。

※2 加工用米及び新規需要米は取組計画の認定面積で、備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

※3 麦、大豆、飼料作物、そば、なたねは地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。

※畑地化事業による畑地化した面積は含まない。

令和5年産の水田における作付状況(都道府県別。令和5年9月30日時点)②

(ha)

都道府県	主食用米			戦略作物等											備蓄米
	①	【参考】		加工用米	新規需要米					麦	大豆	飼料作物	そば	なたね	
		前年産 (4年産) ②	増減 ①-②		新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 稲発酵 粗飼料用稲	その他						
滋賀	27,000	27,700	▲ 700	608	205	58	2,033	310	-	8,222	591	158	110	11	282
京都	13,200	13,400	▲ 200	551	25	10	133	158	-	290	266	47	134	-	-
大阪	4,430	4,540	▲ 110	0	-	5	6	4	-	2	8	1	-	-	-
兵庫	32,500	32,800	▲ 300	674	185	48	819	972	6	1,931	1,658	792	125	12	-
奈良	8,200	8,350	▲ 150	19	-	36	50	43	-	68	22	5	1	0	-
和歌山	5,780	5,980	▲ 200	-	-	1	3	4	-	4	11	3	2	-	-
鳥取	11,700	12,000	▲ 300	25	33	0	821	392	0	68	619	845	330	1	79
島根	15,900	16,100	▲ 200	252	2	7	804	745	1	281	629	487	302	4	26
岡山	26,900	27,100	▲ 200	295	189	120	1,824	475	-	1,269	1,116	911	129	1	152
広島	20,500	21,100	▲ 600	351	44	96	443	708	0	318	226	930	252	0	10
山口	16,000	16,600	▲ 600	976	86	43	1,108	410	0	711	816	864	43	1	-
徳島	9,480	9,640	▲ 160	20	40	11	1,007	247	-	55	7	99	2	-	198
香川	10,100	10,800	▲ 700	48	28	7	195	269	-	1,322	39	210	9	1	-
愛媛	12,800	13,000	▲ 200	34	-	6	344	217	-	430	313	241	2	-	-
高知	10,200	10,600	▲ 400	84	-	18	1,135	321	-	5	54	110	0	-	2
福岡	32,300	32,800	▲ 500	224	12	322	2,475	2,068	-	1,140	7,773	450	43	0	11
佐賀	21,700	22,300	▲ 600	406	8	19	829	2,246	-	1,411	6,241	430	12	2	42
長崎	10,000	10,400	▲ 400	6	10	4	117	1,549	1	78	256	2,053	34	2	-
熊本	28,900	30,200	▲ 1,300	672	41	309	1,646	9,167	24	795	2,238	1,922	179	12	66
大分	18,100	18,800	▲ 700	148	2	13	1,932	2,758	-	693	1,317	948	95	2	19
宮崎	12,700	13,400	▲ 700	1,978	22	22	887	7,207	23	18	207	3,109	62	-	-
鹿児島	15,800	16,600	▲ 800	1,389	1	12	880	4,081	1	75	310	1,985	40	2	-
沖縄	545	604	▲ 59	30	-	2	3	22	-	-	-	20	-	-	-

※1 主食用米は統計部公表の都道府県別の主食用米面積。

※2 加工用米及び新規需要米は取組計画の認定面積で、備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

※3 麦、大豆、飼料作物、そば、なたねは地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。

※畑地化事業による畑地化した面積は含まない。

米の販売数量及び民間在庫の推移(令和5年9月)

- 主食用米の需要が1人当たりの消費量や人口減少等の影響により毎年約10万ト(約1.4%)程度減少すると見込まれる中、直近1年間(令和4年1月~12月)の対前年比は、小売事業者向けで▲2%、中食・外食事業者等向けは+4%となっており、販売数量の計では+1%となっている。
- 令和5年9月末現在の全国の民間在庫は、出荷・販売段階の計で199万トンとなっている。前月(8月)の対前年差▲18万トンに対し、9月の対前年差が▲1万トンとなっているが、これは、記録的な高温により収穫時期が早まっている中で、前年より集荷が前倒しされていること等による。

【米穀販売事業者における販売数量の動向(前年同月比)】

	4年1月 ~12月計	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
小売事業者向け	98%	100%	101%	98%	101%	107%	100%	102%	104%	103%			
(※令和元年との比較)	(101%)	(104%)	(103%)	(102%)	(101%)	(108%)	(101%)	(99%)	(107%)	(100%)			
中食・外食事業者等向け	104%	103%	107%	103%	102%	106%	104%	107%	106%	105%			
(※令和元年との比較)	(94%)	(93%)	(94%)	(94%)	(95%)	(99%)	(99%)	(97%)	(97%)	(102%)			
販売数量計	101%	101%	104%	100%	101%	107%	102%	104%	105%	104%			
(※令和元年との比較)	(98%)	(99%)	(99%)	(98%)	(98%)	(104%)	(101%)	(98%)	(102%)	(101%)			

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1:報告対象業者は、年間玄米仕入数量50,000ト以上の販売事業者(年間取扱数量約150万ト(令和4年産主食用米等の生産量670万トの約2割))である。

2:上記の数値については、報告対象者が販売している精米の全体の価格・数量の動向を指数化したものであり、個別の取引や産地銘柄毎の動向を表すものではない。

3:速報値であるため、公表後の数値修正が生じる場合がある。

4:令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、各月ごとの消費動向に大きな変動が生じていることから、参考として令和元年(4月までは平成31年)の同月との比較をした値を記載。

【購入数量の推移(家計調査)】

(単位:Kg、%)

	4年1月 ~12月計	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
米	購入数量	57.38	3.72	4.06	4.25	4.51	4.45	4.23	4.39	4.44	6.06		
	前年比	94.4%	94.2%	98.1%	91.4%	99.3%	101.6%	98.8%	100.9%	102.1%	100.5%		
パン	前年比	98.3%	96.9%	102.8%	93.5%	99.1%	95.2%	100.2%	93.0%	95.7%	101.1%		
めん類	前年比	98.2%	98.0%	87.3%	90.7%	93.1%	95.8%	95.2%	94.1%	101.0%	91.5%		

資料:総務省「家計調査」家計収支編 二人以上の世帯

【民間在庫量の推移(出荷+販売段階)】

(単位:万玄米トン)

	当年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
4/5年	出荷+販売段階	142	122	199	313	330	328	306	280	251	219	186
	出荷段階	116	98	166	262	277	276	259	236	204	176	149
	販売段階	26	25	33	50	52	52	47	44	46	43	36
5/6年	出荷+販売段階	123	104	199								
	対前年差	▲20	▲18	▲1								
	出荷段階	95	78	161								
	対前年差	▲21	▲19	▲5								
販売段階	27	26	37									
対前年差	+1	+2	+4									

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1:水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米(醸造用玄米を含む。)の月末在庫量(玄米換算)の値である。

2:報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の玄米仕入量が500トン以上)、米穀の販売の事業を行う者(年間の玄米仕入量が4,000トン以上)である。

3:期間については、5/6年であれば、令和5年7月~6年6月である。

産地別民間在庫の状況(令和5年9月)

(単位:千玄米トン)

	4年	4年	5年	対前年		5年	対前年	
	8月	9月	8月	同月差	同月比		9月	同月差
	①	②	③	④=③-①	⑤=③/①	⑥	⑦=⑥-②	⑧=⑥/②
	(千玄米トン)	(千玄米トン)	(千玄米トン)	(千玄米トン)	(%)	(千玄米トン)	(千玄米トン)	(%)
北海道	125.1	198.5	91.0	▲ 34.1	▲ 27.3%	180.6	▲ 17.9	▲ 9.0%
青森	48.9	57.8	46.6	▲ 2.3	▲ 4.7%	105.0	+ 47.2	+ 81.7%
岩手	66.5	58.4	46.2	▲ 20.3	▲ 30.5%	52.4	▲ 6.0	▲ 10.3%
宮城	92.5	109.0	69.7	▲ 22.8	▲ 24.7%	116.5	+ 7.5	+ 6.9%
秋田	79.7	118.8	48.8	▲ 30.9	▲ 38.8%	113.4	▲ 5.4	▲ 4.6%
山形	70.8	81.5	61.0	▲ 9.8	▲ 13.8%	102.8	+ 21.3	+ 26.2%
福島	63.6	63.7	55.9	▲ 7.7	▲ 12.1%	69.4	+ 5.8	+ 9.1%
茨城	54.8	127.8	54.2	▲ 0.5	▲ 1.0%	121.3	▲ 6.5	▲ 5.1%
栃木	82.8	129.1	58.2	▲ 24.6	▲ 29.7%	122.5	▲ 6.6	▲ 5.1%
群馬	10.7	10.0	9.0	▲ 1.7	▲ 15.8%	6.7	▲ 3.3	▲ 33.0%
埼玉	14.2	21.7	13.2	▲ 1.0	▲ 6.9%	20.7	▲ 0.9	▲ 4.3%
千葉	48.6	88.6	51.7	+ 3.1	+ 6.3%	83.1	▲ 5.5	▲ 6.2%
東京	0.0	0.0	0.0	+ 0.0	-	0.0	+ 0.0	-
神奈川	0.5	0.6	0.5	+ 0.0	▲ 5.1%	0.8	+ 0.2	+ 36.3%
山梨	1.3	1.9	1.6	+ 0.3	+ 26.5%	2.8	+ 0.9	+ 44.9%
長野	26.2	35.1	27.0	+ 0.7	+ 2.9%	38.1	+ 3.0	+ 8.5%
静岡	6.0	15.5	6.8	+ 0.8	+ 12.7%	18.2	+ 2.6	+ 17.0%
新潟	55.1	210.0	65.0	+ 9.9	+ 18.0%	238.8	+ 28.8	+ 13.7%
富山	27.0	72.6	28.6	+ 1.6	+ 5.9%	76.9	+ 4.3	+ 5.9%
石川	29.5	71.6	25.6	▲ 3.9	▲ 13.2%	70.5	▲ 1.1	▲ 1.5%
福井	24.0	51.6	20.4	▲ 3.6	▲ 15.1%	45.2	▲ 6.4	▲ 12.3%
岐阜	13.5	13.1	15.4	+ 1.9	+ 14.2%	15.9	+ 2.8	+ 21.6%
愛知	12.8	17.7	11.3	▲ 1.5	▲ 11.8%	18.0	+ 0.3	+ 1.6%
三重	16.9	38.4	15.8	▲ 1.1	▲ 6.5%	38.6	+ 0.2	+ 0.4%

	4年	4年	5年	対前年		5年	対前年	
	8月	9月	8月	同月差	同月比		9月	同月差
	①	②	③	④=③-①	⑤=③/①	⑥	⑦=⑥-②	⑧=⑥/②
	(千玄米トン)	(千玄米トン)	(千玄米トン)	(千玄米トン)	(%)	(千玄米トン)	(千玄米トン)	(%)
滋賀	21.9	64.7	16.8	▲ 5.1	▲ 23.3%	49.6	▲ 15.1	▲ 23.4%
京都	2.2	9.4	2.4	+ 0.1	+ 5.1%	8.2	▲ 1.2	▲ 12.8%
大阪	0.5	0.6	0.6	+ 0.2	+ 34.0%	0.7	+ 0.1	+ 9.0%
兵庫	15.4	31.8	14.2	▲ 1.2	▲ 7.7%	22.0	▲ 9.8	▲ 30.9%
奈良	3.6	3.6	4.7	+ 1.2	+ 33.3%	4.7	+ 1.1	+ 29.0%
和歌山	0.7	1.2	1.1	+ 0.4	+ 50.3%	1.4	+ 0.2	+ 16.7%
鳥取	11.0	15.9	6.3	▲ 4.7	▲ 42.5%	11.1	▲ 4.8	▲ 30.3%
島根	9.4	20.4	9.1	▲ 0.3	▲ 2.9%	18.3	▲ 2.1	▲ 10.3%
岡山	14.0	17.7	13.1	▲ 0.9	▲ 6.7%	15.1	▲ 2.6	▲ 14.8%
広島	14.3	30.8	10.2	▲ 4.1	▲ 28.7%	26.7	▲ 4.0	▲ 13.1%
山口	14.8	24.9	14.5	▲ 0.3	▲ 1.9%	22.7	▲ 2.2	▲ 8.8%
徳島	10.1	15.2	7.8	▲ 2.4	▲ 23.2%	11.8	▲ 3.4	▲ 22.6%
香川	6.9	8.6	4.1	▲ 2.8	▲ 40.5%	5.3	▲ 3.3	▲ 38.1%
愛媛	6.4	9.2	7.4	+ 1.0	+ 15.7%	9.7	+ 0.5	+ 5.8%
高知	10.7	10.0	9.6	▲ 1.1	▲ 10.7%	8.6	▲ 1.4	▲ 14.4%
福岡	22.4	34.1	17.2	▲ 5.3	▲ 23.4%	27.7	▲ 6.4	▲ 18.7%
佐賀	15.3	16.4	12.2	▲ 3.1	▲ 20.2%	11.7	▲ 4.7	▲ 28.9%
長崎	5.1	5.1	3.0	▲ 2.2	▲ 42.2%	2.7	▲ 2.4	▲ 47.6%
熊本	17.9	17.5	12.5	▲ 5.4	▲ 30.1%	12.3	▲ 5.2	▲ 29.6%
大分	8.4	8.5	6.0	▲ 2.4	▲ 28.1%	5.7	▲ 2.9	▲ 33.6%
宮崎	12.5	8.9	7.4	▲ 5.2	▲ 41.2%	4.1	▲ 4.7	▲ 53.5%
鹿児島	14.1	13.0	12.0	▲ 2.1	▲ 15.0%	9.5	▲ 3.5	▲ 26.9%
沖縄	0.5	0.4	0.4	▲ 0.1	▲ 20.0%	0.3	▲ 0.1	▲ 28.9%
全国	122万ト	199万ト	104万ト	▲18万ト	▲ 14.6%	199万ト	▲1万ト	▲ 0.4%

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」

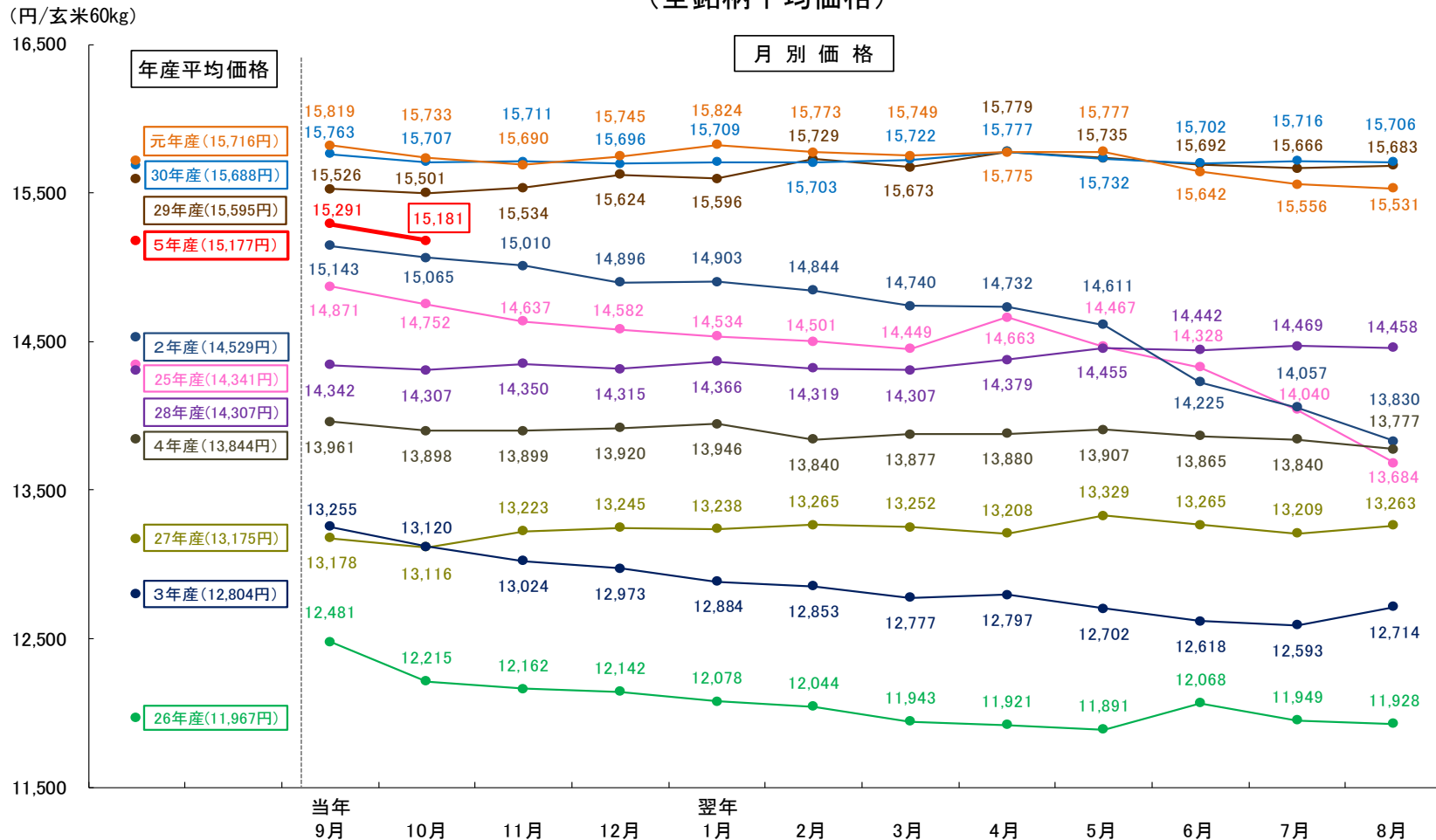
注:1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米(醸造用玄米を含む。)の月末在庫量(玄米換算)の値である。

2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の玄米仕入量が500トン以上)、米穀の販売の事業を行う者(年間の玄米仕入量が4,000トン以上)である。

相対取引価格の推移(平成25年産～令和5年産)

○ 令和5年産米の令和5年10月の相対取引価格は、全銘柄平均で前月差▲110円の15,181円/60kgとなり、出回りからの年産平均価格は前年産+1,333円の15,177円/60kgとなったところ。

相対取引価格の推移(税込)
(全銘柄平均価格)



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：運賃、包装代、消費税相当額（平成26年3月までは5%、元年9月までは8%、元年10月以降は10%、ただし軽減税率対象は8%）を含む1等米の価格である。

2：グラフ左側の年産平均価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（5年産は出回りから令和5年10月までの速報値）の通年平均価格、右側は月ごとの価格の推移。

令和5年産米の相対取引価格(令和5年10月の年産平均価格)

(単位: 円/玄米60kg (税込))

産地品種銘柄		令和5年産 〔出回り～ 5年10月〕 ①	令和4年産 〔出回り～ 5年10月〕 ②	価格差 ①-②
北海道	ななつばし	15,472	14,058	+ 1,414
北海道	ゆめぴりか	16,878	15,451	+ 1,427
北海道	きらら397	14,917	13,520	+ 1,397
青森	まっしぐら	14,022	12,743	+ 1,279
青森	つがるロマン	15,013	12,986	+ 2,027
岩手	ひとめぼれ	15,190	13,619	+ 1,571
岩手	あきたこまち	15,180	13,420	+ 1,760
岩手	銀河のしずく	15,425	14,125	+ 1,300
宮城	ひとめぼれ	14,219	13,837	+ 382
宮城	つや姫	15,847	14,307	+ 1,540
宮城	ササニシキ	15,640	14,159	+ 1,481
秋田	あきたこまち	15,264	13,853	+ 1,411
秋田	ひとめぼれ	14,293	13,033	+ 1,260
秋田	めんこいな	14,034	12,819	+ 1,215
山形	はえぬき	14,460	12,963	+ 1,497
山形	つや姫	18,775	18,497	+ 278
山形	雪若丸	15,739	14,002	+ 1,737
福島	コシヒカリ(中通り)	14,584	12,728	+ 1,856
福島	コシヒカリ(会津)	15,505	14,468	+ 1,037
福島	コシヒカリ(浜通り)	14,614	12,999	+ 1,615
福島	ひとめぼれ	14,267	12,505	+ 1,762
福島	天のつば	13,079	12,230	+ 849
茨城	コシヒカリ	14,982	13,105	+ 1,877
茨城	あきたこまち	14,215	12,355	+ 1,860
茨城	ふくまる	14,313	12,437	+ 1,876
栃木	コシヒカリ	15,063	13,302	+ 1,761
栃木	とちぎの星	14,354	12,338	+ 2,016
栃木	あさひの夢	13,974	12,102	+ 1,872
群馬	あさひの夢	-	12,690	-
群馬	ゆめまつり	-	12,621	-
埼玉	彩のかがやき	14,158	12,677	+ 1,481
埼玉	彩のきずな	14,259	12,699	+ 1,560
埼玉	コシヒカリ	14,770	13,118	+ 1,652
千葉	コシヒカリ	14,618	12,545	+ 2,073
千葉	ふさこがね	13,762	11,291	+ 2,471
千葉	ふさおとめ	13,932	11,346	+ 2,586
山梨	コシヒカリ	17,670	17,578	+ 92
長野	コシヒカリ	15,970	14,933	+ 1,037
長野	あきたこまち	15,064	14,129	+ 935
静岡	コシヒカリ	15,352	14,838	+ 514

産地品種銘柄		令和5年産 〔出回り～ 5年10月〕 ①	令和4年産 〔出回り～ 5年10月〕 ②	価格差 ①-②
静岡	きぬむすめ	-	12,846	-
静岡	にごまる	-	-	-
新潟	コシヒカリ(一般)	17,004	16,553	+ 451
新潟	コシヒカリ(魚沼)	20,899	21,021	▲ 122
新潟	コシヒカリ(佐渡)	17,378	17,037	+ 341
新潟	コシヒカリ(岩船)	17,148	16,922	+ 226
新潟	こしいぶき	14,702	13,286	+ 1,416
富山	コシヒカリ	15,759	14,984	+ 775
富山	てんたかく	15,051	13,474	+ 1,577
石川	コシヒカリ	15,805	14,383	+ 1,422
石川	ゆめみつほ	14,463	12,870	+ 1,593
福井	コシヒカリ	15,233	14,160	+ 1,073
福井	ハチエチゼン	13,945	12,474	+ 1,471
福井	あきさかり	14,358	12,744	+ 1,614
岐阜	ハツシモ	15,041	13,726	+ 1,315
岐阜	コシヒカリ	16,008	14,962	+ 1,046
岐阜	ほしじるし	13,843	13,476	+ 367
愛知	あいちのかおり	14,534	12,987	+ 1,547
愛知	コシヒカリ	-	13,741	-
愛知	大地の風	-	12,806	-
三重	コシヒカリ(一般)	14,826	13,220	+ 1,606
三重	コシヒカリ(伊賀)	15,082	13,660	+ 1,422
三重	キヌヒカリ	13,623	12,019	+ 1,604
滋賀	コシヒカリ	15,200	13,941	+ 1,259
滋賀	キヌヒカリ	13,961	12,347	+ 1,614
滋賀	みずかがみ	14,900	13,455	+ 1,445
京都	コシヒカリ	15,515	14,379	+ 1,136
京都	ヒノヒカリ	-	15,056	-
京都	キヌヒカリ	14,035	12,688	+ 1,347
兵庫	コシヒカリ	16,645	15,007	+ 1,638
兵庫	ヒノヒカリ	13,780	12,617	+ 1,163
兵庫	キヌヒカリ	13,719	12,511	+ 1,208
奈良	ヒノヒカリ	14,180	12,989	+ 1,191
鳥取	きぬむすめ	14,375	12,692	+ 1,683
鳥取	コシヒカリ	14,940	13,426	+ 1,514
鳥取	ひとめぼれ	14,171	12,783	+ 1,388
鳥根	きぬむすめ	14,135	13,102	+ 1,033
鳥根	コシヒカリ	14,933	14,021	+ 912
鳥根	つや姫	14,841	13,900	+ 941
岡山	アケボノ	12,887	10,973	+ 1,914

産地品種銘柄		令和5年産 〔出回り～ 5年10月〕 ①	令和4年産 〔出回り～ 5年10月〕 ②	価格差 ①-②
岡山	きぬむすめ	13,551	12,120	+ 1,431
岡山	コシヒカリ	14,082	12,988	+ 1,094
広島	コシヒカリ	14,523	13,453	+ 1,070
広島	あきさかり	13,671	12,278	+ 1,393
広島	あきろまん	13,449	12,600	+ 849
山口	コシヒカリ	14,863	14,061	+ 802
山口	ひとめぼれ	14,028	13,084	+ 944
山口	きぬむすめ	14,086	-	-
徳島	コシヒカリ	14,137	12,978	+ 1,159
徳島	あきさかり	13,489	11,601	+ 1,888
香川	コシヒカリ	15,325	14,213	+ 1,112
香川	ヒノヒカリ	14,569	13,457	+ 1,112
香川	あきさかり	-	-	-
愛媛	コシヒカリ	14,246	13,179	+ 1,067
愛媛	ヒノヒカリ	13,571	12,579	+ 992
愛媛	あきたこまち	13,481	12,506	+ 975
高知	コシヒカリ	15,131	13,494	+ 1,637
高知	ヒノヒカリ	13,634	12,522	+ 1,112
福岡	夢つくし	15,672	14,504	+ 1,168
福岡	ヒノヒカリ	14,607	13,245	+ 1,362
福岡	元気つくし	15,541	14,478	+ 1,063
佐賀	さがびより	15,093	14,031	+ 1,062
佐賀	夢しずく	14,580	13,538	+ 1,042
佐賀	ヒノヒカリ	-	12,462	-
長崎	にごまる	13,867	12,954	+ 913
長崎	なつほのか	13,705	12,698	+ 1,007
長崎	ヒノヒカリ	13,704	12,595	+ 1,109
熊本	ヒノヒカリ	14,421	12,822	+ 1,599
熊本	森のくまさん	-	12,465	-
熊本	コシヒカリ	14,997	13,791	+ 1,206
大分	ヒノヒカリ	14,428	13,250	+ 1,178
大分	ひとめぼれ	14,364	13,201	+ 1,163
大分	つや姫	15,119	13,861	+ 1,258
宮崎	コシヒカリ	14,582	13,815	+ 767
宮崎	ヒノヒカリ	-	14,276	-
鹿児島	ヒノヒカリ	-	13,878	-
鹿児島	あきほなみ	-	14,479	-
鹿児島	コシヒカリ	14,676	14,172	+ 504
全銘柄平均価格		15,177	13,844	+ 1,333

注1:農林水産省が調査・公表した出回りからの年産平均価格(令和5年産は出回りから5年10月までの速報値)であり、調査対象事業者は、一定規模以上の集荷業者(年間の販売数量5,000トン以上等)。

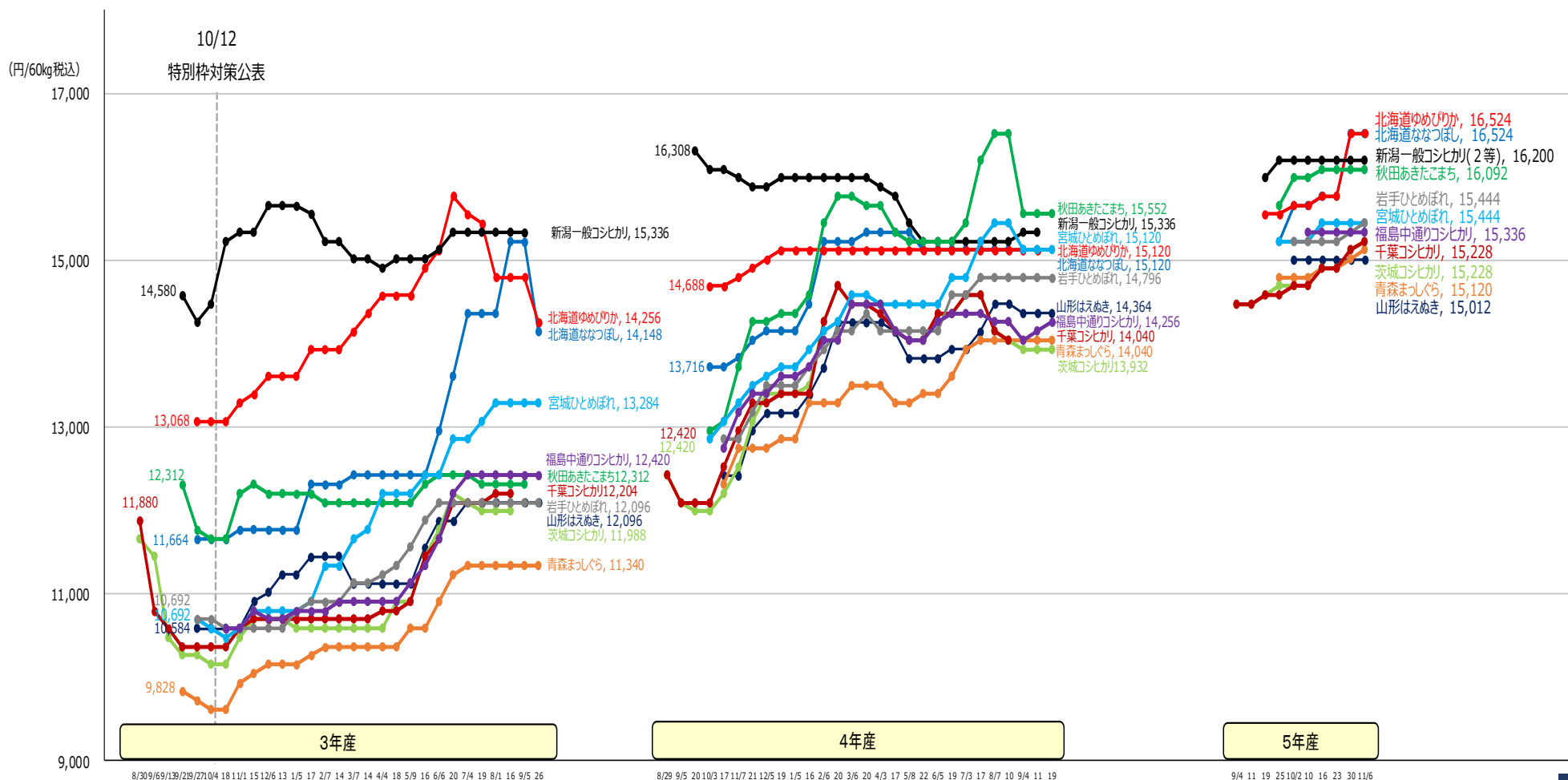
注2:運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格である。なお、価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の包装代などの品代等は8%、運賃等は10%で算定している。

注3:「-」については、当該年産において報告対象としていない産地品種銘柄又は取引数量の累計が100トン未満であり、公表を行っていないもの。

(参考) 令和3~5年産米のスポット価格の推移 (令和5年11月6日時点)

- 令和3年産のスポット価格については、2年産の出来秋に比べ低い水準でスタートしたが、その後回復基調で推移。
- 令和4年産のスポット価格については、比較的安価な銘柄を中心に上昇傾向で推移。
- 令和5年産のスポット価格については、4年産の出来秋に比べ高い水準でスタート。

(参考) スポット取引：主に中小規模の卸売業者間で行う、10トン~数十トン程度の小ロットの売買。



注：スポット価格は、米穀データバンク発行「日刊・米穀市況速報」(関東相場、東京着地基準、下限値、税抜)の価格を農林水産省が税込に加工。

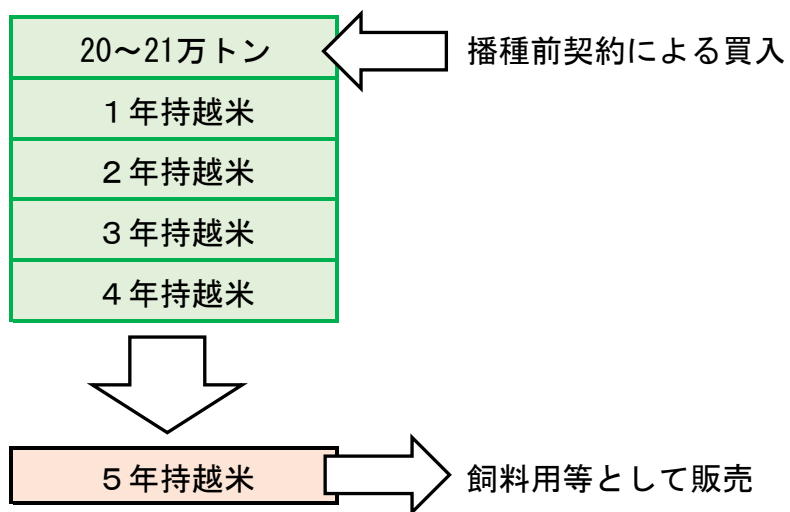
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州産の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州産の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度

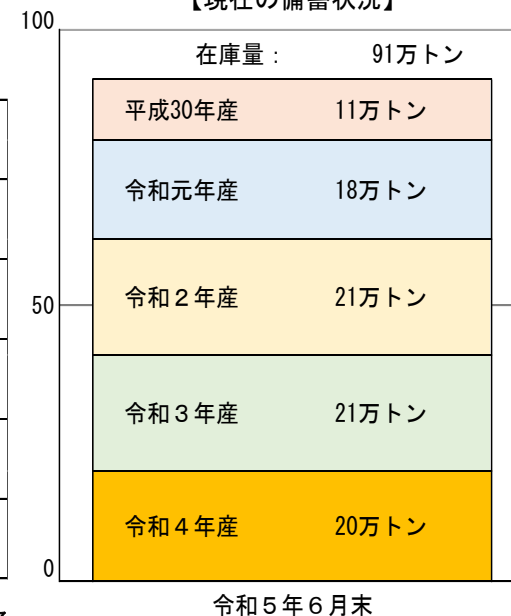


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	20万トン
令和5年産	20万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

備蓄米の優先枠の考え方

令和6年産以降の優先枠の上限

毎年、入札前の10、11月に示す基本指針の需給見通しを踏まえ、過去の備蓄米の落札と需給状況等から、

①全量落札とならないことが見込まれる場合は、買入予定数量（20万トン※）の9割に設定

②全量落札となることが見込まれる場合は、買入予定数量（20万トン※）の5割に設定

※豪州枠に係る買入れは、実際の輸入実績に応じて翌年産を事後に買入れることとしたことから、優先枠設定に係る基礎数量からは除外することとする。

令和6年産の都道府県別の配分方法

・2～4年産米の優先枠と同様、直近（5年産米）の落札実績（優先枠＋一般枠）を基に6年産米の都道府県別優先枠を配分。

・ただし、5年産米の落札実績（優先枠＋一般枠）が優先枠を下回った都道府県の下回った数量の合計数量を、優先枠を上回った都道府県ごとの落札実績数量のシェアにより按分して優先枠に追加した上で、6年産米の優先枠の上限数量を当該シェアにより按分。

6年産米以降の優先枠の上限数量

買入数量の9割と判断

判断基準

・原則として、26年産以降で過去に全量落札となっていない年産の入札前の10月または11月基本指針における需給見通しの翌年6月末在庫量の水準（187～200万トン）の上限を下回る見込みの場合^(注1)（別紙参照）

20万トン×9割=18万トン

買入数量の5割と判断

判断基準

・原則として、26年産以降で過去に全量落札となっていない年産の入札前の10月または11月基本指針における需給見通しの翌年6月末在庫量の水準（187～200万トン）の上限を上回る見込みの場合^(注2)（別紙参照）

20万トン×5割=10万トン

6年産米の都道府県別優先枠の配分方法（優先枠の上限が18万トンの場合の例）

（単位：トン）

都道府県	5年産 県別優先枠 ①	5年産 落札実績 ②	優先枠を上限とした 落札数量 ③	優先枠に対する 未達成数量 ④=①-③	優先枠 超過数量 ⑤=②-①	⑤のシェア ⑥	優先枠未達成数量の 超過数量シェア配分 ⑦=④の合計×⑥	6年産優先枠の 算定基礎 ⑧=③+⑦	⑧のシェア ⑨	6年産の 県別優先枠 18万トン×⑨
A	10,000	10,000	10,000	-	-	0.0%	-	10,000	5.4%	9,713
B	6,000	14,000	6,000	-	8,000	35.0%	2,250	8,250	4.5%	8,013
C	12,000	13,000	12,000	-	1,000	4.4%	281	12,281	6.6%	11,929
D	2,000	2,200	2,000	-	200	0.9%	56	2,056	1.1%	1,997
E	1,000	1,050	1,000	-	50	0.2%	14	1,014	0.5%	985
F	500	-	-	500	-	0.0%	-	-	0.0%	-
G	8,000	5,000	5,000	3,000	-	0.0%	-	5,000	2.7%	4,857
H	4,000	3,000	3,000	1,000	-	0.0%	-	3,000	1.6%	2,914
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
計	185,314	201,725	178,894	6,420	22,831		6,420	185,314		180,000

(注1) 前年産の米価が前々年産に比べ大幅に上昇している等の場合は、当該在庫水準を上回る見込みであっても、9割と判断する場合がある。

(注2) 前年産の米価が前々年産に比べ大幅に下落している等の場合は、当該在庫水準を下回る見込みであっても、5割と判断する場合がある。

(参考) 備蓄米の落札実績等の推移と基本指針の需給見通し

(単位:千トン)

(単位:万トン)

備蓄米					米価	需給見通し(基本指針)						(参考)6月末在庫実績		
年産	買入予定数量			落札数量	落札比率	相対取引価格 (円/60kg)	基本指針 策定時期	対象年度	翌年	翌年産	翌年度	翌々年	翌年 6月末在庫	翌々年 6月末在庫
	うち優先枠	優先枠比率	6月末在庫 ①						生産数量目標 ②	需要量 ③	6月末在庫 ①+②-③			
26	250	196	78%	250	100%	11,967	25年11月	26 / 27	255	765	778	242	220	226
27	250	196	78%	250	100%	13,175	26年11月	27 / 28	230	751 (739)	770	211 (199)	226	204
28	225	158	70%	225	100%	14,307	27年11月	28 / 29	207	743 (735)	762	188 (180)	204	199
29	200	120	60%	198	99%	15,595	28年11月	29 / 30	200	735 (733)	753	182 (180)	199	190
30	200	100	50%	123	61%	15,688	29年11月	30 / 元	187	735	742	180	190	189
元	209	209	100%	185	89%	15,716	30年11月	元 / 2	188	718~726	726	180~188	189	200
2	207	185	90%	207	100%	14,529	元年11月	2 / 3	189	708~717	717	180~189	200	218
3	207	185	90%	207	100%	12,804	2年11月	3 / 4	207~212	693	705	195~200	218	218
4	207	185	90%	207	100%	13,849 (R5.9時点)	3年11月	4 / 5	213~217	675	692	196~200	218	197
5	208	185	89%	202	97%	15,291 (R5.9時点)	4年10月	5 / 6	191~197	669	680	180~186	197	
6	200+ α (α は豪州枠分)	180	90%				5年10月	6 / 7	177	669	671	176		

- 注1: 25年11月、26年11月策定の基本指針では、翌々年6月末在庫は見通していない(翌年6月末在庫までしか見通していない)ため、翌年6月末在庫①に翌年産生産数量目標②を加えた数量から翌年度需要量③を差し引いて翌々年6月末在庫(①+②-③)としている。
- 2: 生産数量目標の設定は、28年11月策定の基本指針(29年産米)が最終。29年11月基本指針(30年産米)からは、生産量の見通し。
- 3: 27/28年~29/30年の下段()は、自主的参考値。
- 4: 6年産の優先枠比率は、豪州枠分を除いた200千トンに対する比率。

6年産米の都道府県別配分方法に基づく優先枠

(単位：トン)

都道府県	6年産 都道府県別 優先枠
北海道	4,686
青森	28,586
岩手	3,415
宮城	11,276
秋田	21,322
山形	20,195
福島	26,313
茨城	1,086
栃木	6,184
埼玉	204
千葉	662
新潟	24,499
富山	11,880
石川	7,841
福井	4,597
長野	1,449
岐阜	423
静岡	19

都道府県	6年産 都道府県別 優先枠
愛知	835
三重	262
滋賀	1,327
鳥取	389
島根	126
岡山	822
広島	28
徳島	933
高知	10
福岡	52
佐賀	214
熊本	274
大分	91
合計	180,000

(参考) 令和6年産備蓄米の入札スケジュール

入札公告：入札公告の準備が整い次第、年内に公告。

第1回入札日：1月下旬（予定）

令和5年産水田活用予算の全体像

○ 令和5年度当初予算と令和4年度補正予算を合わせ、令和5年産における畑地化や作付転換支援に対応可能な予算総額を確保。

令和4年度補正予算

令和5年度当初予算

<令和5年産水田活用予算>

水田活用の
直接支払交付金
(4年産不足分)

190億円
【R4補正】

畑地化支援

① 畑地化促進事業

(畑地化の取組等への支援)

250億円【R4補正】

畑作物産地形成

② 畑作物産地形成促進事業

(旧水田リノベーション事業)

300億円【R4補正】

<対象作物>

麦・大豆、高収益作物(野菜等)、子実用
とうもろこし

麦大豆

⑤ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

64億円【R4補正】 + 1億円【R5当初】

畑地化促進助成 22億円

③ 水田活用の直接支払交付金

2,940億円
【R5当初】

④ コメ新市場開拓等促進事業

(旧水田リノベーション事業)

110億円【R5当初】

<対象作物>新市場開拓用米(輸出用米等)、加工用米、米粉用米

<関連予算>

・国産シェア拡大対策(麦・大豆) 80億円【R4補正】

(乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等)

・米粉の利用拡大支援 140億円【R4補正】+8億円【R5当初】

(米粉の利用拡大支援対策事業等)

・飼料作物の国産化 120億円(所要額)【R4補正】+3億円【R5当初】

(飼料自給率向上総合緊急対策、畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大)

・機械・施設等の導入支援 306億円【R4補正】+121億円【R5当初】

(産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金)

・畑地化・汎用化等に向けた基盤整備 400億円【R4補正】+150億円【R5当初】

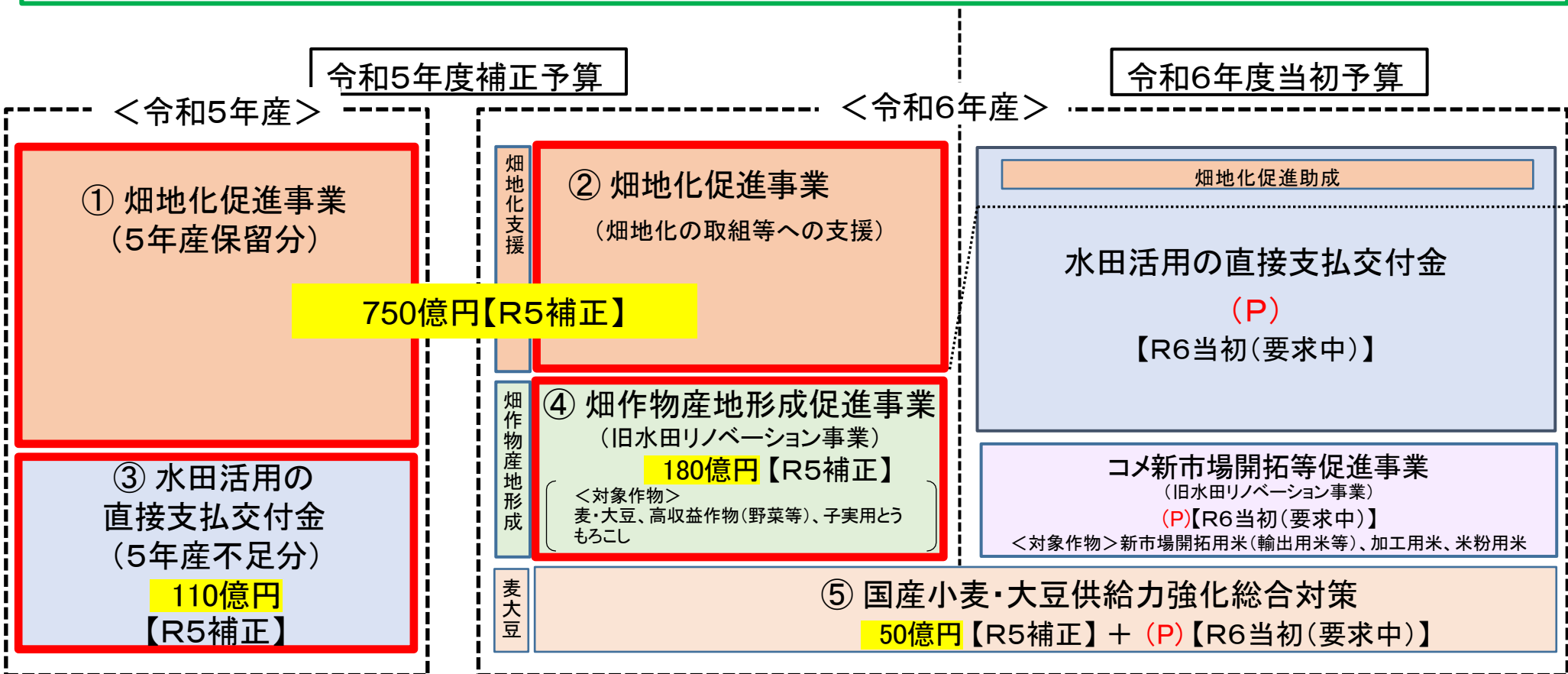
(農業農村整備事業等)

・中山間地域対策 15億円【R4補正】+407億円【R5当初】

(元気な地域創出モデル支援事業、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業、最適土地利用総合対策等)

令和6年産水田活用予算の全体像

○ 畑地化促進事業については、令和5年度補正予算として750億円を確保し、5年産保留分と6年産での取組を促進していく。



＜関連予算＞

- ・国産シェア拡大対策(麦・大豆) **80億円**
(乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等)
- ・米粉の利用拡大支援 **20億円**
(米粉の利用拡大支援対策事業等)
- ・飼料自給率向上緊急対策(飼料) **130億円(所要額)**
(国産飼料の生産・利用拡大)
- ・機械・施設等の導入支援 **310億円**
(産地生産基盤パワーアップ事業等)
- ・汎用化・畑地化等に向けた基盤整備 **460億円の内数**
(農業農村整備事業等)
- ・中山間地域対策 **5億円の内数**
(最適土地利用総合対策)

1-1 畑作物の本作化対策<一部公共>のうち 畑地化促進事業

【令和5年度補正予算額 75,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和6年度単価)	2 定着促進支援 (令和6年度単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円※/10a 〔※ 令和5年度に採択された者は〕 17.5万円/10a	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) 〔※ 加工・業務用野菜等の場合〕
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

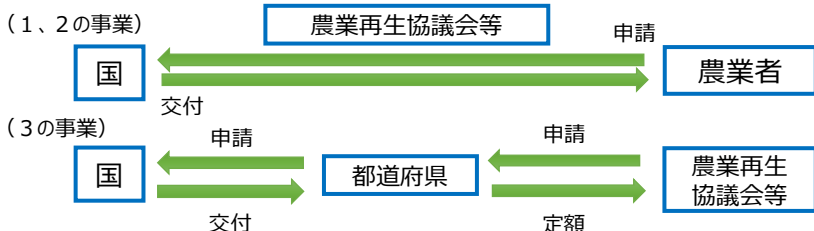
令和5年度または6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0111）

水田活用の直接支払交付金に係る会計検査院からの指摘事項等について

○ 水田活用の直接支払交付金については、会計検査院による令和5年度会計検査の対象となっており、令和4年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。これらの実地検査を踏まえ、本年10月23日に農林水産大臣宛て処置要求が発出・公表されたところ。

会計検査院からの指摘事項	左記を踏まえた処置要求
<p>ア 実質的に水稲の作付けが困難な農地に交付金が交付されていた事例があった</p> <p>〔 国庫補助金等により園芸施設等が設置されており、実質的に水稲の作付けが困難となっていたが、交付金が支払われていた。 〕</p>	<p>ア 水稲作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること</p>
<p>イ 実績報告書において、自家利用の飼料作物等に係る収量の確認ができていない事例があった</p> <p>〔 自家利用の飼料作物について、実績報告書において収量確認できる書類の提出を求めておらず、収量を確認することなく交付金が支払われていた。 〕</p>	<p>イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること</p>
<p>ウ 収量確認が適切に実施されていない事例があった</p> <p>〔 平均単収を決めることを求めている飼料作物、WCS等について検査を行ったところ、近傍ほ場の収量と比べて2分の1未満の収量であっても交付金が支払われていた事例があった。 〕</p>	<p>ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること</p>
<p>エ 収量低下理由書の確認や地方農政局等による改善指導が十分に機能していない事例があった</p> <p>〔 不可抗力により収量が低下した場合は、理由書を提出すれば交付対象としているが、防除が行われていない等の不可抗力ではない理由が含まれていても、交付金が支払われていた事例があった。また、複数年連続して理由書が提出されていても改善指導が実施されていない事例があった。 〕</p>	<p>エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること</p>

会計検査院からの処置要求に対する対応方針(案)

○ 会計検査院からの改善の処置要求を踏まえ、今年度中に通知の改正に向けた手続きを進めるとともに、11月より今後の対応について全国会議等の場において説明をすることなどにより、関係者への周知を徹底することで、同交付金の適切な運用を進めていくこととしている。

会計検査院からの処置要求	処置要求に対する当省の対応方針
<p>ア 水稲作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること</p>	<p>ア <u>交付対象水田に、国等の補助金により処分制限期間内のガラスハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外するといった基準を通知に記載</u></p>
<p>イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること</p>	<p>イ <u>自家利用の飼料作物等については、収量の妥当性を確認できるよう、収量(簡易的な推計も可)や、農業者が有する給餌記録、放牧の記録等を農業者自ら保管し、必要に応じて協議会へ提出するよう通知に記載</u></p>
<p>ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること</p>	<p>ウ <u>飼料作物、WCS等について、収量確認の目安となるよう、農林水産統計や各県が収集しているデータ等を活用し、都道府県協議会が地域毎の基準単収又は平均単収を設定するよう通知を見直し</u></p>
<p>エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること</p>	<p>エ <u>連続して収量低下理由書が提出された者への地方農政局長等による改善指導を徹底するとともに、改善指導の内容が実行されていなかった場合は、交付対象外とすることを通知に明記</u></p>

加工用米・新規需要米の適正流通の徹底について

- 加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。
- 今般、交付金の不適正な受給を目的とした違反事案が発覚したことから、改めて加工用米・新規需要米の適正流通に係る指導を徹底いただくとともに、交付金の不適正な受給が疑われる事案があれば、地方農政局等へお知らせ下さい。

不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① 名称(氏名)・違反事実の公表
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還
 - ③ 当該取組の認定を取消するとともに、一定期間、加工用米や新規需要米の取組を認めない(捨てづくりが確認された場合も同様)などの措置が執られます。

また、飼料用米等の販売委託等に関する手続きを他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用として販売**
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を**寄せ集めて飼料用米として出荷**
- 他者から購入した米や主食用として生産した米を**飼料用米に水増して出荷**
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を**他の用途に販売**



違反事例

①

飼料用米の数量を水増して出荷

農業者Aは、区分管理方式で取り組んだ飼料用米において、適切な生産を行わず著しい低単収(捨てづくり)となったが、交付金が不交付とならないよう、他の米で水増して出荷。

措置の概要

- 交付金の不交付
- 当年産の取組計画の認定取消
- 翌年産の取組計画の不認定
- 氏名及び違反事実の公表



違反事例

②

WCS用稲から子実を収穫して販売

畜産農家Bは、2カ年において自ら生産したWCS用稲及び購入したWCS用稲から子実を収穫し、主食用米として販売。

措置の概要

- 交付金の不交付及び返還(加算金を含む。)
- 食糧法遵守事項省令違反に係る県による勧告・公表(氏名及び違反事実)
- 当年産取組計画の取消
- 措置後1年間の取組計画への参加を認めない

○ H28. 4 予算執行調査の開始

○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備(畦畔等)を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映 (H29. 4月1日付け政策統括官通知)

○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間(R4~R8)に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。
 - ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
 - ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合
- ※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。
- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。
 - ① 湛水管理を1か月以上行う
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

水稲作付以外による水張りの「一定期間」の考え方について（連作障害軽減の観点）

- 同一作物の作付頻度が増加すると、病虫害の多発による収量・品質の低下などの「連作障害」が発生。
- 田畑輪換によって畑地雑草及び畑作物の病虫害被害が大幅に軽減されることが知られているが、一定期間の湛水処理にも同様の効果が期待できる場合がある。
- 湛水処理に必要な期間は、対象とする作物、対象病虫害、土壌条件や処理を行う地温・水温、季節によっても異なるが、過去の試験研究成果によれば、1～4か月程度の湛水を行うことで効果があったという研究事例がある。

○ 湛水処理による畑地における試験研究成果の例（カッコ内は試験地）

・コムギ立枯病に関する研究①（茨城県）

立枯病防除のためには、夏期に40日から80日程度の連続湛水が必要であり、湛水が不完全であると圃場内の発病域が拡散される可能性が示唆された。

出典：「圃場の湛水によるコムギ立枯病防除効果」茨城県病虫害研究会報（1993）

・コムギ立枯病に関する研究②（北海道）

立枯病防除のためには、少なくとも20日以上、激発畑では30日程度の夏期の湛水により被害が軽減した。

出典：「小麦立枯病の発生生態解明と防除法確立試験」北海道北見農試病中予察科（1988）

・ダイズシストセンチュウに関する研究（秋田県）

5～9月の4ヶ月間の湛水により単年でもシストセンチュウの密度低下に有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウ汚染土壌への湛水処理並びに堆肥施用が大豆品種の生育・収量に及ぼす影響」日作東北支部報（1983）、東北農業試験場、農業研究センター

6～7月の2ヶ月間の単年の湛水であってもシストセンチュウの密度低下が低下し、3か月程度の累年の湛水により防除に極めて有効な効果が認められた。

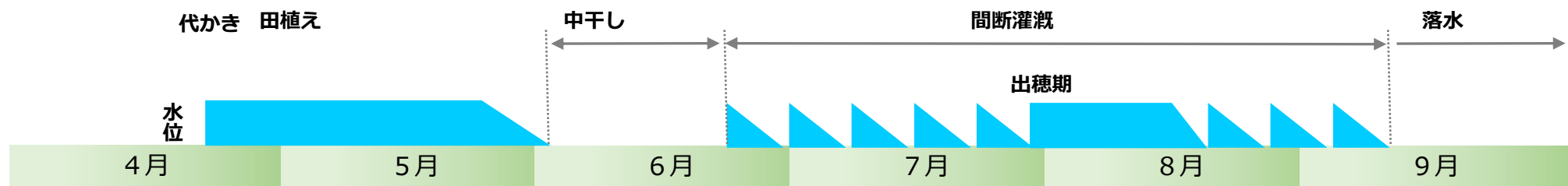
出典：「ダイズシストセンチュウの動態に対する累年湛水処理の影響」日作東北支部報（1987）、東北農業試験場、農業研究センター

・ダイズ白絹病に関する研究（広島県）

ダイズ播種前（6月下旬）に1ヶ月間湛水を行うことで、白絹病の発生を抑制できることが確認された。

出典：「短期湛水処理によるダイズ白絹病の発生制御法の開発」近畿中国四国農業研究センター（1998）

○ 移植栽培の湛水状況のイメージ



5月の田植えから9月上旬の落水まで約4か月間湛水

令和5年産以降の飼料用米(一般品種)への支援について

- 令和5年産は農業者が多収品種の種子を確保することが困難であることを踏まえ、当該年産に対する支援内容は、多収品種・一般品種ともに、従来と同様のものとする。
- 令和6年産以降は、一般品種については多収品種の種子の確保が可能となることから、
 - ①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、
 - ②多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることとする。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a (標準単価 8.0万円/10a) (従来と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価7.5万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価7.0万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価6.5万円/10a

※ 耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

※※ 多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a (従来どおりの単価)

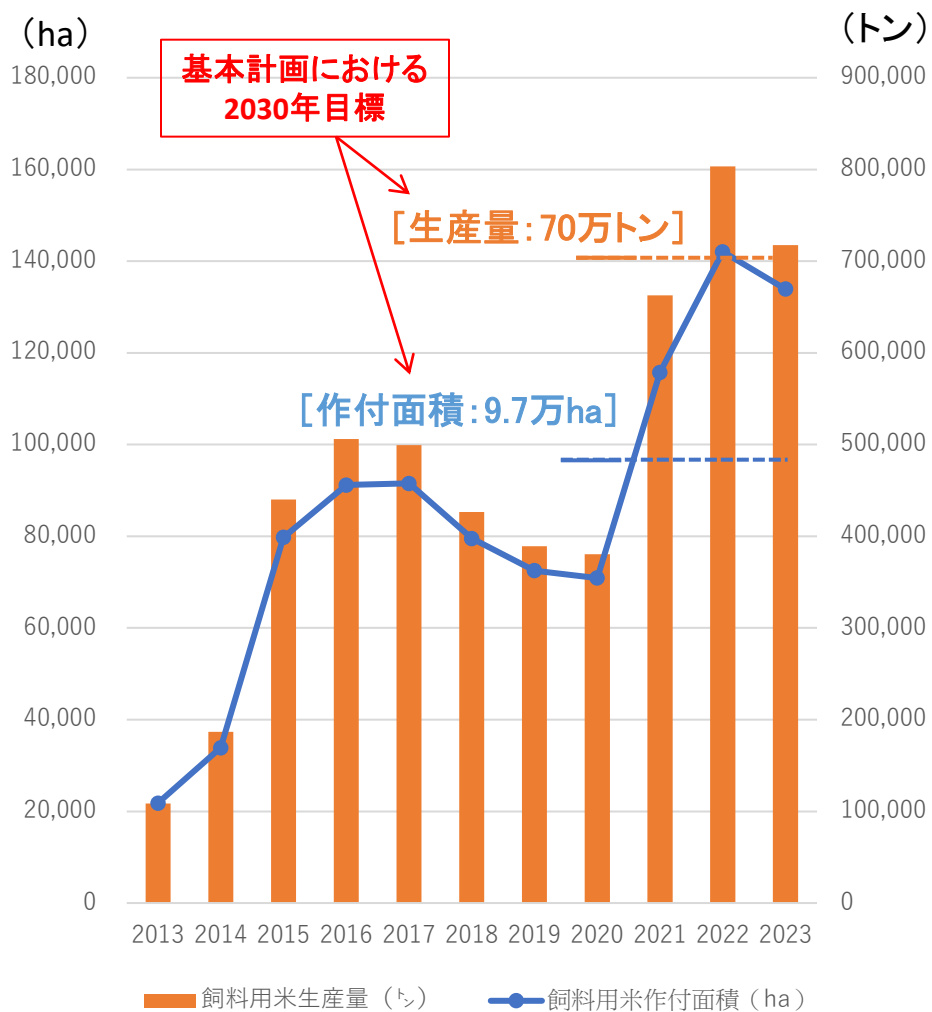
令和5年産以降の米粉用米への支援について

令和5年産	令和6年産
<ul style="list-style-type: none">従来と同じ支援内容を措置 (専用品種・一般品種を対象に数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a)今後、需要拡大が期待されるパン・麺用の 専用品種については、新規事業（コメ新市場 開拓等促進事業）により、9万円/10aの支援 の活用も可能	<ul style="list-style-type: none">専用品種・一般品種への支援を継続専用品種については、コメ新市場開拓等促進 事業により、9万円/10aを支援予定

※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

飼料用米・米粉用米の作付面積・生産量

飼料用米の作付面積と生産量の推移



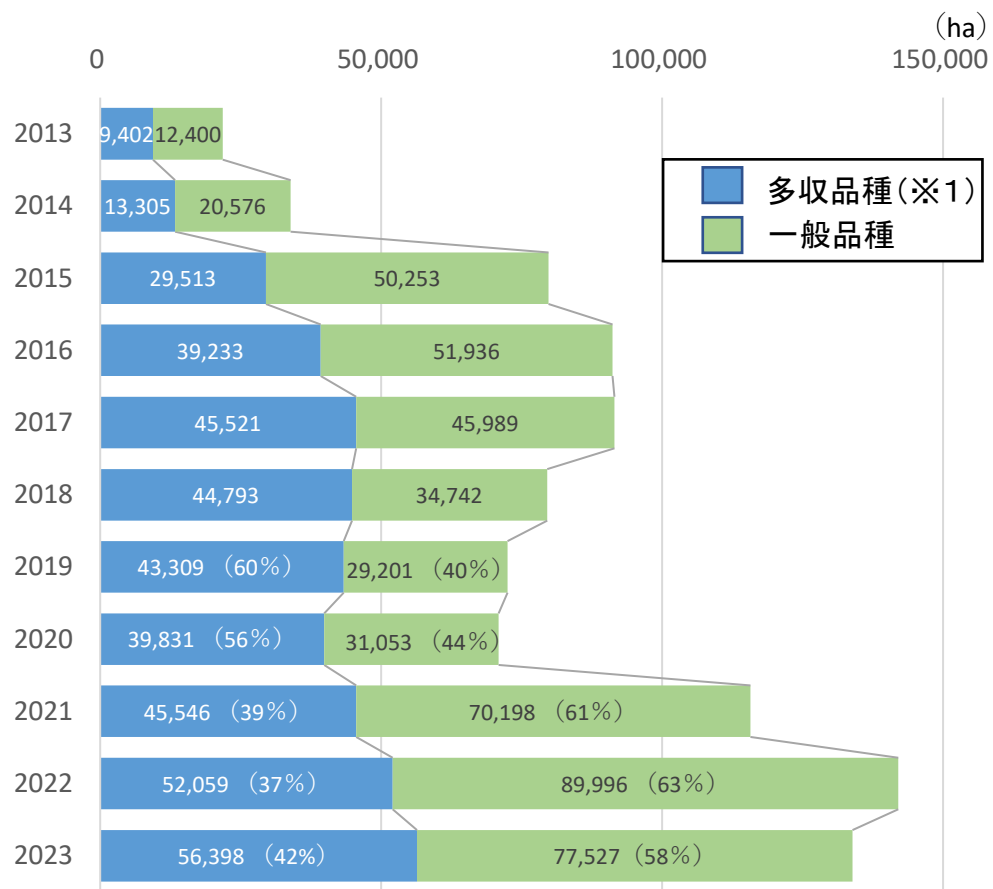
米粉用米の作付面積と生産量の推移



出典：農林水産省調べ。
 ※2023年の生産量については認定計画ベースであり、作柄等が反映された実績ベースではない。

飼料用米・米粉用米の多収品種・一般品種の作付割合

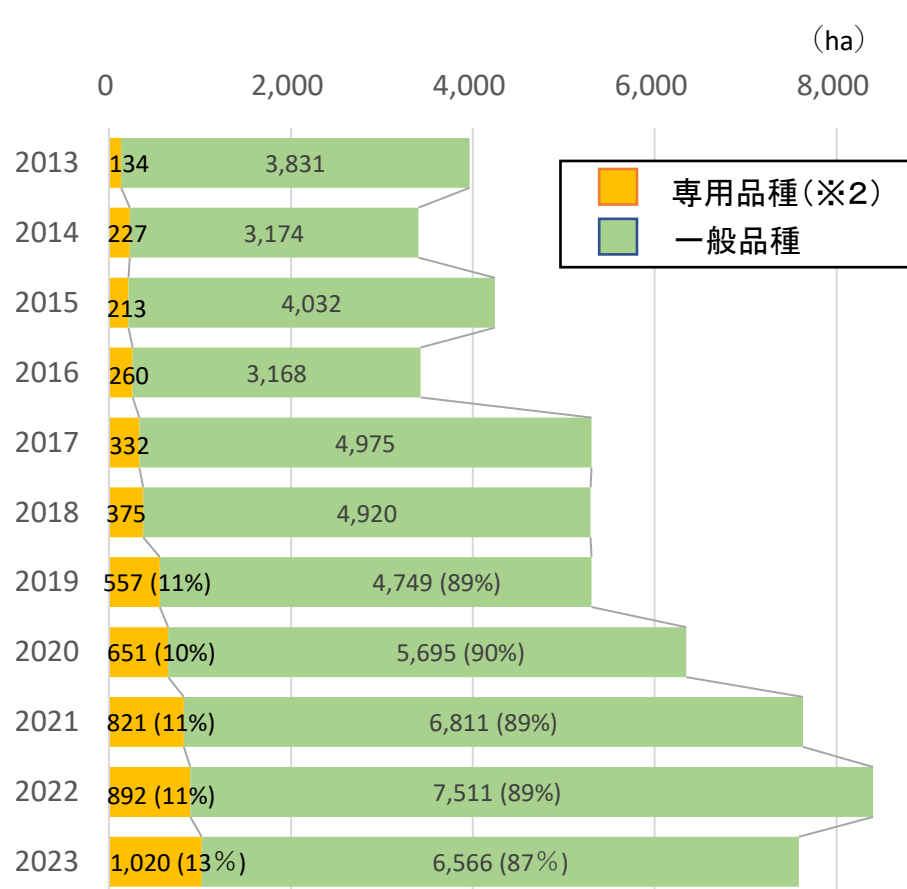
飼料用米の多収品種・一般品種の作付割合



多収品種は着実に増加

一般品種は主食用米の需給状況に応じて大きく変動

米粉用米の専用品種・一般品種の作付割合



全体として増加傾向だが、専用品種の供給が十分でない

出典:農林水産省調べ。

※1 飼料用米の多収品種は、「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「各都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種(知事特認品種)」である。

※2 米粉用米の専用品種は、2022年までは多収品種(知事特認品種を除く)、2023年からは、「国の委託試験等によって育成され、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された品種」及び「各都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種(知事特認品種)」を含む。

令和5年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

単位: ha

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
北海道	6,788	740	11%	6,048	89%	1,657	24%	5,131	76%
青森	7,930	101	1%	7,830	99%	1,630	21%	6,301	79%
岩手	5,739	437	8%	5,301	92%	1,205	21%	4,534	79%
宮城	9,801	991	10%	8,810	90%	8,660	88%	1,141	12%
秋田	4,265	1,480	35%	2,785	65%	2,740	64%	1,525	36%
山形	5,138	854	17%	4,284	83%	1,215	24%	3,923	76%
福島	11,722	3,716	32%	8,006	68%	9,181	78%	2,541	22%
茨城	13,886	1,760	13%	12,126	87%	9,395	68%	4,491	32%
栃木	15,069	107	1%	14,962	99%	14,538	96%	531	4%
群馬	1,661	603	36%	1,058	64%	1,585	95%	76	5%
埼玉	3,605	1,697	47%	1,908	53%	2,829	78%	776	22%
千葉	10,154	3,661	36%	6,492	64%	5,207	51%	4,946	49%
東京	0								
神奈川	13	12	92%	1	8%	12	92%	1	8%
新潟	4,032	1,576	39%	2,456	61%	2,062	51%	1,970	49%
富山	2,096	177	8%	1,919	92%	1,189	57%	907	43%
石川	1,131	125	11%	1,006	89%	738	65%	393	35%
福井	1,976	256	13%	1,720	87%	834	42%	1,142	58%
山梨	21	4	20%	17	80%	8	38%	13	62%
長野	429	224	52%	205	48%	239	56%	189	44%
岐阜	3,496	1,598	46%	1,898	54%	2,383	68%	1,114	32%
静岡	1,011	22	2%	989	98%	338	33%	674	67%
愛知	2,040	1,399	69%	640	31%	1,787	88%	253	12%
三重	2,426	234	10%	2,192	90%	1,345	55%	1,081	45%

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
滋賀	2,033	311	15%	1,722	85%	1,211	60%	822	40%
京都	133	1	1%	132	99%	41	30%	92	70%
大阪	6	6	100%	0	0%	6	100%	0	0%
兵庫	819	8	1%	811	99%	277	34%	542	66%
奈良	50	11	22%	39	78%	42	85%	8	15%
和歌山	3	1	37%	2	63%	1	37%	2	63%
鳥取	821	0	0%	821	100%	18	2%	804	98%
島根	804	0	0%	804	100%	86	11%	718	89%
岡山	1,824	738	40%	1,086	60%	1,184	65%	640	35%
広島	443	24	5%	420	95%	164	37%	279	63%
山口	1,108	0	0%	1,108	100%	282	25%	826	75%
徳島	1,007	564	56%	443	44%	639	63%	368	37%
香川	195	20	10%	175	90%	101	52%	94	48%
愛媛	344	68	20%	276	80%	131	38%	213	62%
高知	1,135	149	13%	986	87%	930	82%	205	18%
福岡	2,475	0	0%	2,475	100%	1	0%	2,474	100%
佐賀	829	0	0%	829	100%	159	19%	671	81%
長崎	117	8	7%	109	93%	56	48%	61	52%
熊本	1,646	25	1%	1,622	99%	304	18%	1,342	82%
大分	1,932	0	0%	1,932	100%	252	13%	1,680	87%
宮崎	887	9	1%	879	99%	336	38%	551	62%
鹿児島	880	118	13%	762	87%	527	60%	353	40%
沖縄	3	3	100%	0	0%	3	100%	0	0%
合計	133,925	23,838	18%	110,086	82%	77,527	58%	56,398	42%

資料：農林水産省調べ

注1：東京都では飼料用米の作付けはない。

注2：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。

注3：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「各都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（知事特認品種）」である。

各都道府県において栽培可能な多収品種

(令和5年10月作成)

都道府県	多収品種	特認品種
北海道	きたげんき、北瑞穂、 たちじょうぶ	そらゆたか
青森県	えみゆたか	ゆたかまる
岩手県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば	つぶゆたか、つぶみのり、 たわわっこ
宮城県		東北211号
秋田県		秋田63号、たわわっこ
山形県		山形22号、山形糯110号
福島県		たちすがた、アキヒカリ、 まいひめ
茨城県		月の光、あきだわら、 ちほみのり
栃木県		月の光
群馬県		
埼玉県		むさしの26号
千葉県		アキヒカリ、初星
東京都	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば、亜細亜のかおり、 オオナリ、もちだわら、 モミロマン、ホシアオバ、 みなちから、北陸193号、 クサホナミ、ふくのこ、 笑みたわわ	
神奈川県		
山梨県		
長野県		ふくおこし
静岡県		どんとこい、あきだわら
新潟県		新潟次郎、アキヒカリ、 ゆきみのり、亀の蔵、 いただき、ゆきみらい
富山県		やまだわら
石川県		アキヒカリ、とよめき、 やまだわら
福井県		あきだわら、シャインパール
岐阜県		あきだわら、アキヒカリ
愛知県	たちアオバ、もみゆたか	

都道府県	多収品種	特認品種
三重県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば、亜細亜のかおり、 オオナリ、もちだわら、 モミロマン、ホシアオバ、 みなちから、北陸193号、 クサホナミ、ふくのこ、 笑みたわわ	たちアオバ、あきだわら、 やまだわら
滋賀県		吟おうみ
京都府		あきだわら
大阪府		
兵庫県		あきだわら、兵庫牛若丸
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		日本晴、コガネヒカリ
島根県		みほひかり
岡山県		中生新千本、とよめき、 やまだわら
広島県		中生新千本、ハウレイ
山口県		あきだわら
徳島県		
香川県		
愛媛県		媛育71号
高知県		とよめき、たちはるか
福岡県	ツクシホマレ、夢一献、 たちアオバ	
佐賀県	レイハウ、さがうらら	
長崎県	夢十色	
熊本県	たちアオバ、越のかおり	
大分県	たちアオバ	
宮崎県	たちアオバ、み系358、宮崎52号、 ひなたみのり	
鹿児島県	たちアオバ、ルリアオバ、 ミナミユタカ、夢十色、 夢はやと、くいつき	
沖縄県		

米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種(1)

- 米粉の需要拡大に向けて、原料用米の生産面では、米粉パンに適した「ミズホチカラ」や「笑みたわわ」、米粉麺に適した「亜細亜のかおり」等、各地において加工適性や収量に優れた品種を開発。
- 米粉に適した米粉用米の生産が各地で増加しており、これらを使用した米粉製品が各地で開発。

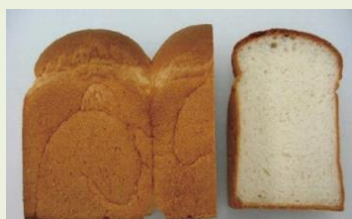
米粉パンに適した品種

ミズホチカラ

- ・「ミズホチカラ」は多収で「ヒノヒカリ」より20日程度遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」より41%多収(686kg/10a)。
- ・米粉パンのふくらみが良く、米粉加工適性に優れる。
- ・栽培適地は、暖地の普通期栽培地帯と温暖地平坦部の早植え地帯(主に九州)。



ミズホチカラ



「ミズホチカラ」の米粉パン

ほしのこ

- ・「ほしのこ」は製粉特性が優れ、米粉原料に向く品種。
- ・パン・洋菓子等として小麦粉の代わりに使える米粉が一般品種より容易に製造可能。
- ・栽培適地は北海道。



ほしのこ



「ほしのこ」の米粉で作ったパン

笑みたわわ

- ・「笑みたわわ」は、多収で「ヒノヒカリ」より10日ほど遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」よりかなり多収(677kg/10a)。
- ・米粉の粒径が小さく、損傷デンプンの割合が低い米粉が得られやすく、製粉適正に優れる。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地(関東以西)。



笑みたわわ



「笑みたわわ」の米粉パンケーキ

こなだもん

- ・「こなだもん」の玄米収量は「ヒノヒカリ」とほぼ同じ。
- ・米粉の損傷デンプンが少なく、粒も細かいため、パンが膨らむ。
- ・焼いてから時間が経っても比較的固くなりにくいのが特徴。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地。



こなだもん



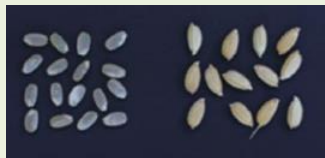
「こなだもん」の米粉パン

米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種(2)

米粉麺に適した品種

ふくのこ

- ・「ふくのこ」は、アミロース含有率が27%程度で、従来の高アミロース品種と同様に、米粉麺への加工が可能。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



ふくのこ



「ふくのこ」の米粉麺

亜細亜(あじあ)のかおり

- ・「亜細亜のかおり」は、アミロース含有率が32%程度の高アミロース米品種。
- ・「コシヒカリ」よりも収穫期が遅く、標肥栽培で789kg/10aと多収。
- ・米麺に適し、アジア風の米麺としての利用が期待。
- ・栽培適地は、北陸から東海、関東以西。



亜細亜のかおり



亜細亜のかおり

越のかおり

- ・「越のかおり」は、アミロース含有率が33%程度の高アミロース品種。
- ・麺に加工すると茹でてでも溶けにくく、麺離れが良いので新しい食感。
- ・北陸では「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」と同じ中生品種。
- ・収量は「コシヒカリ」よりもやや劣るが、「キヌヒカリ」と同等。



越のかおり



「越のかおり」を使った商品例

北瑞穂(きたみずほ)

- ・「北瑞穂」はやや多収(600kg/10a)の高アミロース米品種。
- ・米粉の加工適性が高く、ライスパスタやクッキーに適している。
- ・栽培適地は北海道。



北瑞穂



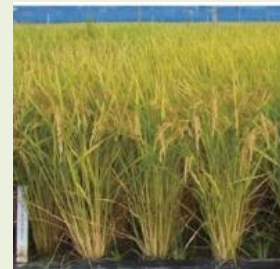
「北瑞穂」で試作したライスパスタ

あみちゃんまい

- ・「あみちゃんまい」はアミロース含有率が30%程度の高アミロース米品種。
- ・生育は「コシヒカリ」より早く、「ひとめぼれ」と同等。
- ・栽培適地は、東北中南部、北陸及び関東以西。



あみちゃんまい



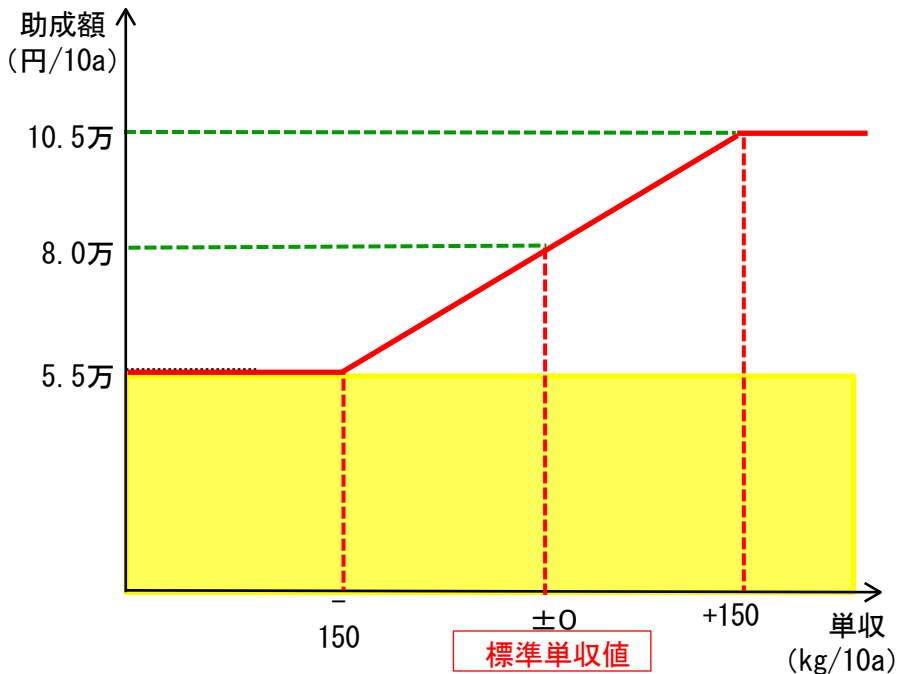
あみちゃんまい

注) これら9品種は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和5年3月31日一部改正)において米粉専用品種として示された品種。
このほか、米粉専用品種には都道府県知事特認品種も含まれる。

(参考) 飼料用米の申請項目の変更について(5年産から)

標準単収値を基準とした単価の算定 (変更無し)

数量払いの単価(傾き): 約167円/kg

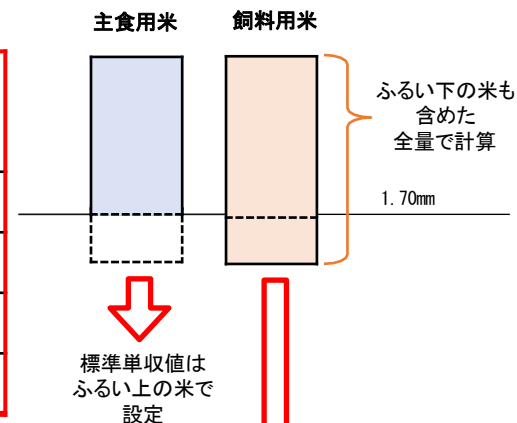


1.70mmふるい上の米のみを基準に設定

現在の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量 (ふるい下米を含めることも可※)
農業者A	区分	10a	550kg
農業者B	一括	10a	536kg
農業者C	一括	10a	586kg
...



合計収量(ふるい下米含めることも可)により単価を計算

注 飼料用米の生産においては、「区分管理方式」又は「一括管理方式」が選択可能。
「区分管理方式」はほ場を特定する方式であるため、当該ほ場のふるい下米のみ含めることが可能。
「一括管理方式」はほ場を特定せずに契約数量(認定面積で生じる量の範囲内で、ふるい下米を任意に含めることも可)を出荷する方式。

主食用米と同じ基準で比較できるようにする

今後の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量	ふるい上*	ふるい下*
農業者A	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者B	一括	10a	536kg	536kg	0kg
農業者C	一括	10a	586kg	536kg	50kg
...

収穫量の内訳を追加

合計収量のうちふるい上の米により単価を計算

※ 地域のふるい下の発生率(農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合(1.70mmふるい目))を用いて計算可

水田農業に係る関連予算

(令和6年度予算概算要求、令和5年度補正予算)

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha【令和12年度まで】）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t【令和12年度まで】）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。

5. 畑地化促進助成 2,215 (2,215) 百万円

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

<交付対象水田>

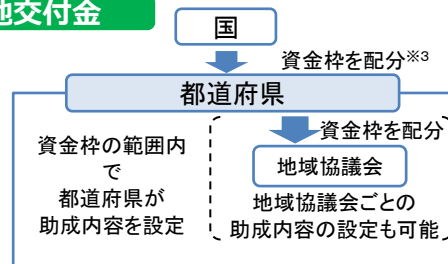
- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。
ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a(5.5~9.5万円/10a)

今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5~7.5万円/10a)とする

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成※4

- ① 畑地化支援
- ② 定着促進支援（①とセット）
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援

※4：事業の詳細は予算編成過程で検討

<事業の流れ>

当農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等

申請

農業者

（1~3の事業、4・5の事業の一部）

交付

申請

都道府県

申請

農業再生協議会等

（4・5の事業の一部）

交付

定額

水田農業の高収益化の推進<一部公共>

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。

<政策目標>

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 計画策定の支援

産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援します。

2. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を優先採択で支援します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等

3. 高収益作物の導入・定着支援*

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物による畑地化
- ② 高収益作物の導入・定着
- ③ 子実用とうもろこしの作付け

※ 事業の詳細は予算編成過程で検討

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた汎用化・畑地化等を支援します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽

【お問い合わせ先】

- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| (1、2 ①の事業) | 畜産局飼料課 | (03-3502-5993) |
| (2 ①②の事業) | 農産局園芸作物課 | (03-6744-2113) |
| (2 ②の事業) | 経営局経営政策課 | (03-6744-2148) |
| (2 ③の事業) | 農産局果樹・茶グループ | (03-3502-5957) |
| (3の事業) | 農産局企画課* | (03-3597-0191) |
| (4の事業) | 農村振興局設計課 | (03-3502-8695) |

※プロジェクトの窓口を担当

<事業イメージ>

1. 計画策定の支援

{ 国産飼料増産対策事業のうち高TDN飼料作物の導入（16億円の内数） }

支援

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

支援後も計画の実現をフォローアップ

承認・支援

策定・提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

2. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（10億円の内数）
国産飼料増産対策事業のうち高TDN飼料作物の導入（機械導入、資材等）（16億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（176億円の内数）、
農地利用効率化等支援交付金（15億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（58億円の内数）

3. 高収益作物の導入・定着支援

{ 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（22億円） }

4. 生産基盤の整備

{ 農業競争力強化基盤整備事業（3,980億円の内数）、農地耕作条件改善事業（239億円）、畑作等促進整備事業（30億円）等 }

国産小麦・大豆供給力強化総合対策

【令和6年度予算概算要求額 160（90）百万円】

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・農業機械の導入等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**や民間主体の**一定期間の保管**、**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加（76万t→108万t）
- 大麦・はだか麦生産量の増加（17万t→23万t）
- 大豆生産量の増加（21万t→34万t）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 生産対策

麦・大豆生産技術向上事業

実需と連携し、麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、**作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入**等を支援します。

1. 生産対策



生産性向上の推進
(定額)



営農技術の導入
(定額)



農業機械の導入
(1/2以内)

2. 流通対策

① 麦・大豆ストックセンター整備事業

国産麦・大豆の安定供給を後押しするため、**ストックセンターの新設、改修**を支援します。

② 麦・大豆供給円滑化事業

国産麦・大豆を**一定期間保管**し、安定供給体制を構築する取組を支援します。

③ 新たな麦・大豆流通モデルづくり事業

国産麦・大豆の流通構造の転換に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。

2. 流通対策



- ・ ストックセンターの整備（1/2以内）
- ・ 一定期間の保管（定額、1/2以内）

3. 消費対策



新商品の開発等（定額、1/2以内）

3. 消費対策

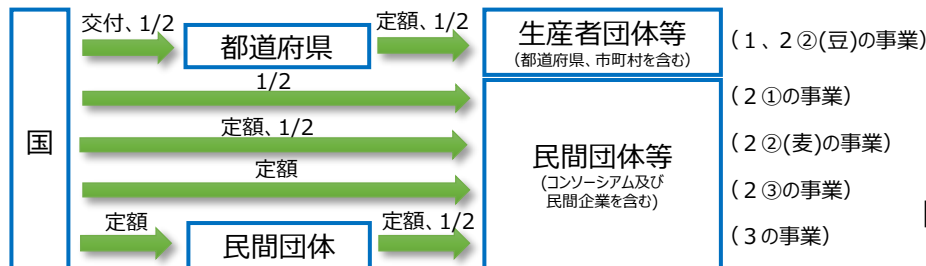
麦・大豆利用拡大事業

国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**等を支援します。

麦・大豆の国産化を一層推進

【お問い合わせ先】 (2②(麦)、3(麦)以外の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)
(2②(麦)、3(麦)の事業) 貿易業務課 (03-6744-9 36)

<事業の流れ>



<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・販売促進、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等を支援します。

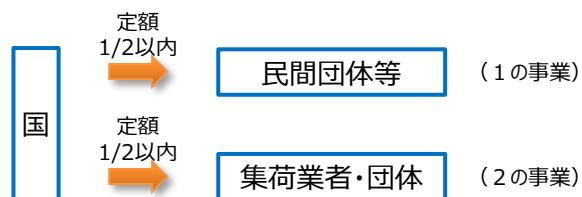
産地

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組(播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援)
- ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕



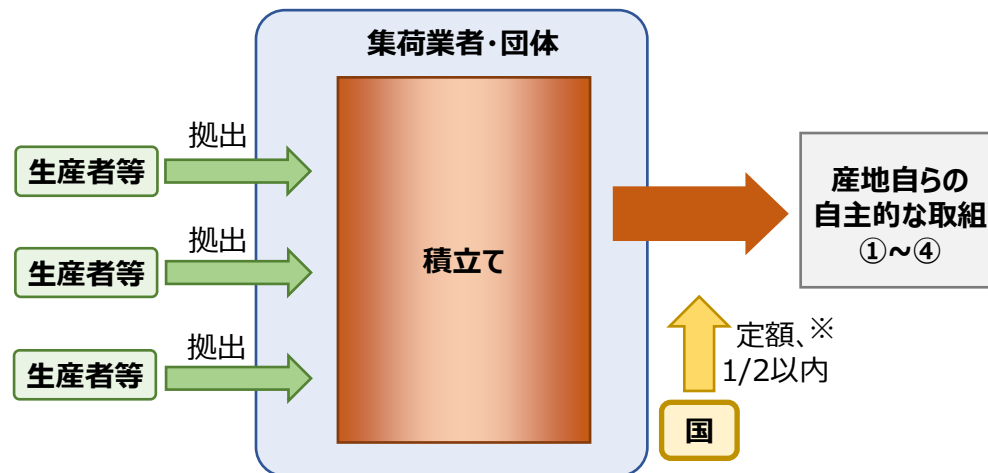
〔展示商談会〕



〔個別商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

<対策のポイント>

国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした**米粉の利用拡大**に向け、**消費・流通・生産**それぞれの段階における取組を集中的に支援します。

<事業目標>

米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

国産米粉の特徴を生かした新商品の開発、米・米粉製品の利用拡大に向けた情報発信、需要の拡大に対応するための製造能力の強化に向けた取組を集中的に支援します。

1. 米粉商品開発等に対する支援

米粉の利用拡大を推進するために必要な米粉や米粉を原材料とする商品開発と

その製造・販売に係る取組等を支援します。

（例）● 米粉の特徴を生かした新商品の開発

● 製造等に必要な機械の開発、導入

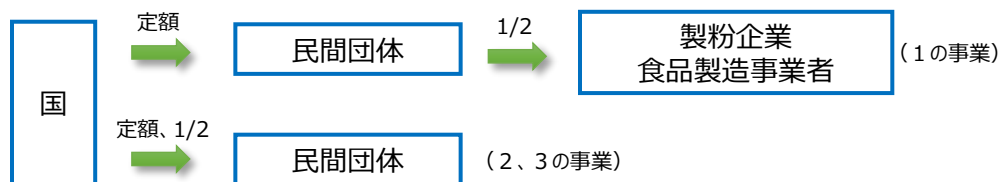
2. 米・米粉消費拡大に向けた支援

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等の取組を支援します。

3. 米粉製品製造能力強化等に対する支援

製粉企業・食品製造事業者の施設整備、製造ラインの増設等、米粉の需要創出・拡大に必要な取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

国産米粉の特徴を生かした商品開発

〔 米粉の新商品開発費 〕

菓子類



パン類

めん類

〔 米粉の新商品開発に必要な機械の導入 〕



〔 新商品PR費 (宣伝広告費等) 〕



国産米粉の普及のための情報発信

（イメージ）



国産米粉・加工品の増産体制の整備



<米粉製粉工場>



<米粉製造機械>

国産飼料増産対策事業のうち 土地利用推進型

【令和6年度予算概算要求額 1,589（-）百万円の内数】

<対策のポイント>

① 耕畜連携による飼料作物の供給・利用の拡大、② 公共牧場における飼料生産基地機能及び家畜預託機能の強化、③ 耕作放棄地等を活用した放牧の拡大を図る取組を支援します。

<事業目標>

飼料自給率：25%→34% [平成30年度→令和12年度まで]

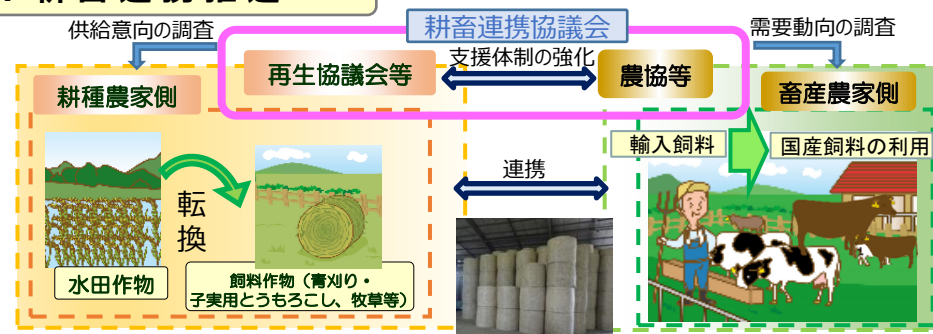
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 耕畜連携推進

- ① 耕畜連携協議会等が行う、耕畜連携による飼料作物の供給・利用の拡大のための調査・支援体制の整備に必要な取組を支援します。
- ② 耕畜連携により飼料作物の供給を受けた畜産農家等が耕種農家等に対して飼料分析・給与情報等を提供する取組について、利用拡大した飼料作物の数量に応じて支援します。

1. 耕畜連携推進

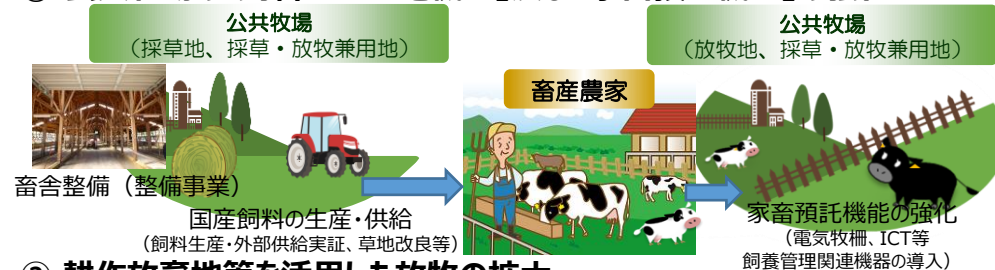


2. 放牧等活用強化

- ① 公共牧場における飼料作物の生産・外部供給体制の強化及び放牧地の活用による家畜預託機能の強化の取組を支援します。
- ② 放牧について、耕作放棄地等を活用した放牧の拡大の取組に加え、用地確保、指導者養成の強化の取組を支援します。

2. 放牧等活用強化

① 公共牧場の「飼料生産基地機能」及び「家畜預託機能」の強化



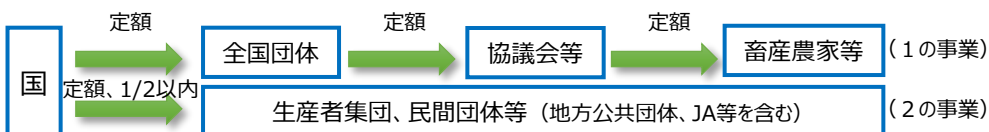
② 耕作放棄地等を活用した放牧の拡大



(関連事業) 整備事業

公共牧場の機能強化のための施設、国産飼料の流通拠点、放牧のための施設整備を支援します。

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区 [令和8年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：＜ソフト＞定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、＜ハード＞5.5/10等】

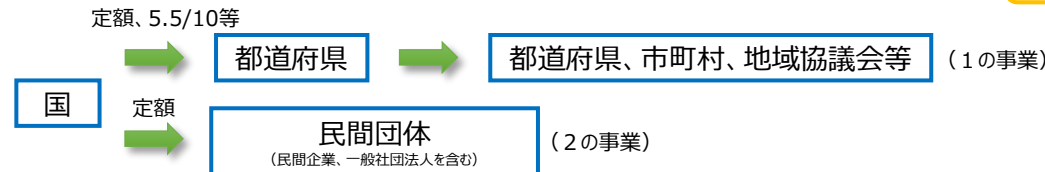
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】



【放牧】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想図の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

1 畑作物の本作化対策<一部公共>

【令和5年度補正予算額 157,700百万円の内数】

<対策のポイント>

国産需要が高まる**麦・大豆等の畑作物の本作化**に向け、**水田における畑作物の導入・定着に向けた取組**や、**機械・技術の導入**のほか、**水田の畑地化・畑地の高機能化等**に必要となる**基盤整備**、**安定供給に向けた流通対策**、**利用拡大に向けた消費対策等の支援**を行います。

<政策目標>

- 麦・大豆等の生産量を拡大（小麦 108万t、大麦・はたか麦 23万t、大豆 34万t [令和12年度まで]）
- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）

<事業の全体像>

水田における畑作物の本作化の促進

- **畑地化促進事業 75,000百万円**
 - ・ 水田の**畑地化**や畑地化後の**畑作物の定着までの一定期間**を支援
 - ・ 畑作物の産地づくりに向けた**関係者間の調整**や、**土地改良区**の**地区除外決済金**等を支援

田畑輪換の例（4年4作）



- **畑作物産地形成促進事業 18,000百万円**
 - ・ 実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入**や**畑作物の導入・定着に向けた取組**を支援

小麦・大豆の国産化の推進

- **国産小麦・大豆供給力強化総合対策 5,000百万円**
 - ・ 麦・大豆等の国産シェアを拡大するため、水田・畑を問わず、作付けの**団地化**や**営農技術の導入**等を支援するほか、**安定供給に向けた一時保管**や**新たな流通モデル**づくり、**利用拡大に向けた新商品開発**、**マッチング**等を総合的に支援
- **産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆） 8,000百万円**
 - ・ **農業機械**や**乾燥調製施設**の導入、**ストックセンター**の整備、**食品加工施設**の整備等を支援

加工・業務用野菜等の国産化の推進

- **産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等） 2,500百万円**
 - ・ 加工・業務用野菜等の国産シェアを拡大するため、サプライチェーンの強靱化に向けた**農業機械・技術等の導入**、**流通加工施設の整備**、**需要拡大に資する全国的な取組**等を支援

国産需要の高い作物の生産拡大支援

- **持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 3,200百万円の内数**
 - ・ **てん菜の一部**を国産需要の高い**大豆等**に転換する取組を支援

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 46,000百万円の内数

- ・ **パイプライン化**や**排水改良**等による**水田の畑地化**等の**基盤整備**を支援



- ・ **畑地かんがい施設**の整備や**区画整理**、**農道整備**等の**基盤整備**を支援



- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、**草地の大区画化**、**排水改良**等の**基盤整備**を推進



1-1 畑作物の本作化対策<一部公共>のうち 畑地化促進事業

【令和5年度補正予算額 75,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和6年度単価)	2 定着促進支援 (令和6年度単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円※/10a 〔※ 令和5年度に採択された者は〕 17.5万円/10a	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) 〔※ 加工・業務用野菜等の場合〕
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

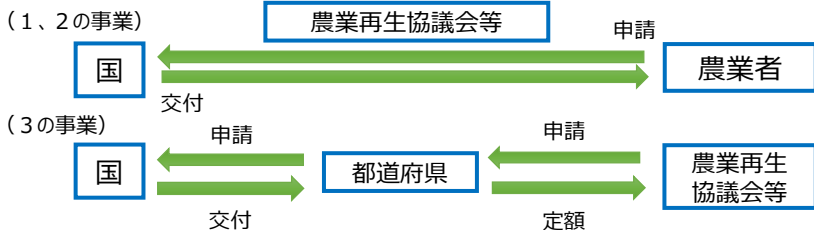
令和5年度または6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0111）

1 - 2 畑作物の本作化対策<一部公共>のうち 畑作物産地形成促進事業

【令和5年度補正予算額 18,000百万円】

<対策のポイント>

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業から需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結びつきの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 18,000百万円

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和6年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **加算措置**：令和7年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**（畑地化加算）
- ④ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和6年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和6年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、54百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



大豆300A技術



土壌診断に基づく施肥

畑作物の導入・定着に向けた取組



【例】排水対策（明渠、暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0

1-3 畑作物の本作化対策<一部公共>のうち 小麦・大豆の国産化の推進

【令和5年度補正予算額 13,000百万円】

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による**生産性向上や増産**を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**や民間主体の**一定期間の保管**、**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加 (76万t→108万t)
- 大麦・はだか麦生産量の増加 (17万t→23万t)
- 大豆生産量の増加 (21万t→34万t)

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

5,000百万円

① 生産対策 (麦・大豆生産技術向上事業)

麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、**作付けの圃地化、ブロックローテーション、営農技術の導入**等を支援します。

② 流通対策

ア 麦・大豆供給円滑化推進事業

国産麦・大豆を**一定期間保管**することで安定供給体制を構築する取組を支援します。

イ 新たな麦・大豆流通モデルづくり事業

麦・大豆の流通構造の転換に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。

③ 消費対策 (麦・大豆利用拡大事業)

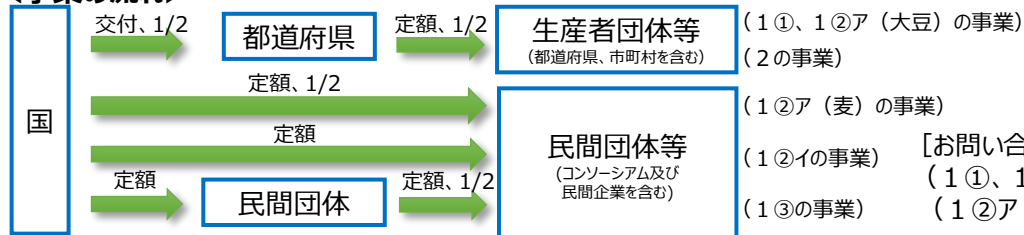
国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発やマッチング**等を支援します。

2. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策 (麦・大豆)

8,000百万円

産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する**農業機械や乾燥調製施設の導入**、不作時にも安定供給するための**ストックセンターの整備**、国産麦・大豆の利用拡大に向けた**食品加工施設の整備**等を支援します。

<事業の流れ>



1. 生産対策



営農技術の導入
(定額)



農業機械の導入
(1/2以内)



乾燥調製施設の整備
(1/2以内)

2. 流通対策



- ・ストックセンターの整備 (1/2以内)
- ・一定期間の保管 (定額、1/2以内)

3. 消費対策



- ・新商品の開発 (定額、1/2以内)
- ・加工設備・施設の導入 (1/2以内)

麦・大豆の国産化を一層推進

【お問い合わせ先】

(1①、1②ア (大豆)、1②イ、1③ (大豆)、2の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)
(1②ア (麦)、1③ (麦) の事業) 貿易業務課 (03-6744-

1 - 4 畑作物の本作化対策 <一部公共> のうち 持続的畑作生産体制確立緊急支援事業

【令和5年度補正予算額 3,200百万円】

(関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業 持続的畑作確立枠 600百万円)

<対策のポイント>

畑作産地において、病害虫の発生、需要の変化、労働力不足等に対応するため、**サツマイモ基腐病等の病害抑制と需要に応じた生産拡大の両立、種ばれいしょの供給力の強化、労働負担軽減、環境に配慮した生産体系の確立、豆類・そばの安定生産体制の強化、砂糖の需要拡大等の取組**を支援します。

<事業目標>

- かんしょの生産量の増加 (86万t [令和12年度まで])
- ばれいしょの生産量の増加 (239万t [令和12年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

畑作産地を取り巻く環境の変化や課題

- ① ばれいしょの生産拡大のため、種ばれいしょの新産地形成や実需と連携した産地モデルの育成、病害抵抗性品種の導入等の取組を支援します。
- ② 豆類、そばの安定生産のため、豆類の複数年契約取引の拡大や新品種の導入、そばの湿害対策技術の導入や複数年契約取引の拡大等の取組を支援します。
- ③ 労働負担の軽減を図るため、基幹作業の外部化や省力作業機械の導入等の取組を支援します。
- ④ 需要の高い作物の増産を図るため、てん菜の一部を需要の高い作物に転換する取組を支援します。

- ・かんしょや加工用・でん粉原料用ばれいしょ、豆類、そば等の需要の高まり
- ・労働力不足の顕在化 ・難防除病害虫等の発生リスク
- ・減化学農薬・減化学肥料などの環境意識の高まり 等



↑ サツマイモ基腐病

↑ ジャガイモシストセンチュウ

2. 環境に配慮した生産体系確立支援

様々なリスクや環境の変化への対応力強化・生産性向上による
持続可能な畑作生産体系の確立に向けた取組を支援

- ① 環境に配慮した生産技術確立のため、化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等の取組を支援します。
- ② かんしょの病害抑制のため、交換耕作の導入・拡大や継続栽培等の取組を支援します。

国産需要の高い作物の生産拡大

- ▶ 種ばれいしょの新産地形成、実需と連携したばれいしょ産地モデルの育成等を支援
- ▶ 豆類の複数年契約取引の拡大や新品種の導入を支援
- ▶ そばの湿害対策技術の導入や複数年契約取引の拡大等を支援
- ▶ 基幹作業の外部化や省力機械の導入等の取組を支援
- ▶ てん菜の一部を需要の高いばれいしょや豆類等に転換する取組を支援

環境に配慮した生産体系確立

- ▶ 減化学農薬・減化学肥料など環境に配慮した生産を拡大するための実証等を支援
- ▶ 交換耕作の導入・拡大、継続栽培等を支援



3. 砂糖等の新規需要開拓支援

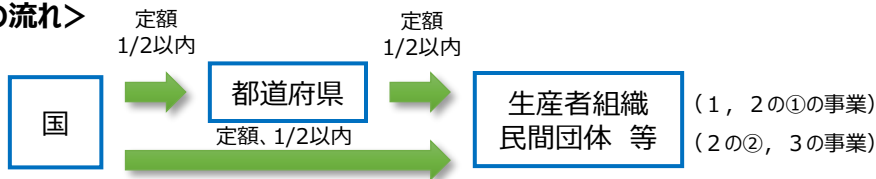
砂糖等の新規需要開拓

甘味資源作物の持続的な生産を確保するため、加糖調製品から国内で製造された砂糖を用いた調製品への置き替えを促すための市場調査やマッチング・PR、新製品開発等の取組を支援します。また、甘味資源作物の他用途利用を図る取組を支援します。

- ▶ 市場調査やPR等の取組、新たな製品開発のための機械設備等の導入を支援
- ▶ 甘味資源作物の他用途利用に向けた取組を支援



<事業の流れ>



関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業 (持続的畑作確立枠 (600百万円))

持続可能な畑作生産体系の確立に向けた農業機械等の導入を支援。
(別途、畑作産地の課題に沿った成果目標を設定)

【お問い合わせ先】 農産局地域作物課 (03-6744-2115)

1 - 5 畑作物の本作化対策 <一部公共> のうち

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 <公共> 【令和5年度補正予算額 46,000百万円】

<対策のポイント>

食料の安定供給の確保に向けた構造転換や農業生産基盤の適切な保安全管理を促進するため、水田の汎用化・畑地化による麦・大豆、野菜等の国内生産の増大や農業水利施設等の省力化、施設の集約・再編等を推進します。

<事業目標>

- 主食用米から麦・大豆、野菜等への転換及び飼料作物の単収増加を促進
- 担い手の生産コストの削減、農業水利施設の戦略的な保安全管理の推進

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策

麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備による畑地の高機能化等を支援します。

2. 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策

スマート技術等の導入に資する農地の大区画化、情報通信などの基盤整備、農業水利施設等の省力化や省エネ化、施設の集約・再編等による適切な保安全管理等を支援します。

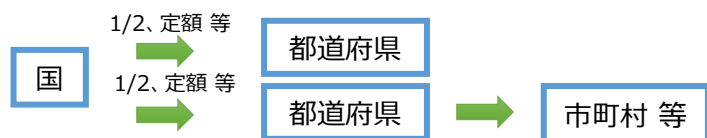
過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策



生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策



<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

【お問い合わせ先】

農村振興局設計課	(03-3502-8695)
水資源課	(03-3502-6246)
農地資源課	(03-6744-2207)
地域整備課	(03-6744-7625)
防災課	(03-3502-6430)
畜産局飼料課	(03-6744-23

<対策のポイント>

国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした**米粉の利用拡大**に向け、**消費・流通・生産それぞれの段階における取組を集中的に支援**します。

<事業目標>

米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

国産米粉の特徴を活かした新商品の開発、米・米粉製品の利用拡大に向けた情報発信、需要の拡大に対応するための製造能力強化に向けた取組を、集中的に支援します。

1. 米粉商品開発等に対する支援

米粉の利用拡大を推進するために必要な国産の米粉や米粉を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組等を支援します。

- (例)
- 米粉の特徴を活かした新商品の開発
 - 製造等に必要な機械の開発、導入

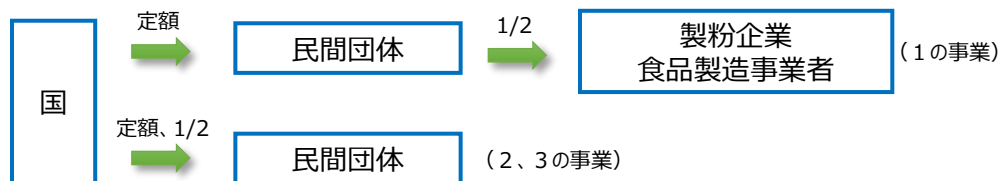
2. 米・米粉消費拡大に向けた支援

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等の取組を支援します。

3. 米粉製品製造能力強化等に対する支援

製粉企業・食品製造事業者の施設整備、製造ラインの増設等、米粉の需要創出・拡大に必要な取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

国産米粉の特徴を活かした商品開発

米粉の新商品開発費

菓子類



パン類

めん類

米粉の新商品開発に必要な機械の導入

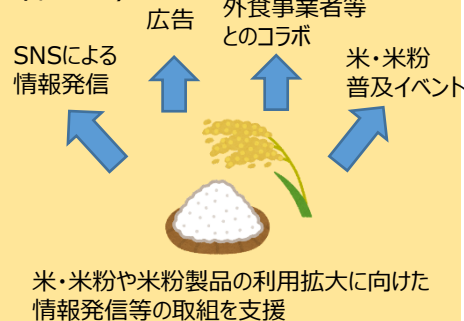


新商品PR費 (宣伝広告費等)



国産米粉の普及のための情報発信

(イメージ)



国産米粉・加工品の増産体制の整備



<米粉製粉工場>

<米粉製造機械>

飼料自給率向上緊急対策

【令和5年度補正予算額（所要額） 13,000百万円】

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進に向けて、**耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大、飼料生産組織の規模拡大、中山間地域における飼料増産活動、国産飼料の販売拡大・広域流通体制の構築等**の取組を支援します。また、家畜改良センターの種子生産設備の強化により、海外品種から**国内育成品種への転換を促進**するとともに、**畜産クラスター事業**において、**飼料増産に必要な施設整備や機械導入を支援する優先枠**を措置します。

<政策目標>

飼料自給率の向上（25% [平成30年度] →34% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 飼料自給率向上緊急対策事業等

6,000百万円

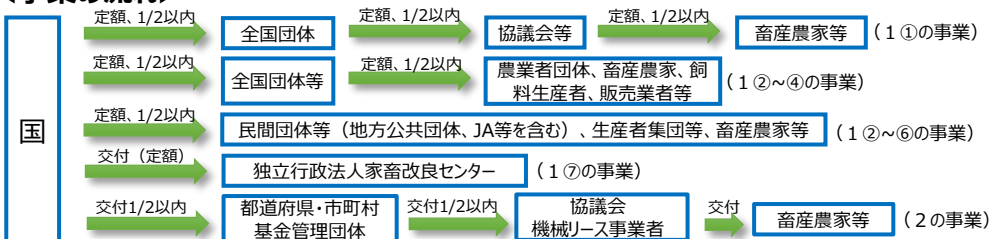
- 1 耕畜連携国産飼料利用拡大対策**
長期の契約に基づき、耕畜連携により供給が拡大する飼料について、畜産農家が耕種農家に飼料分析結果等の情報を提供する取組を支援します。
- 2 飼料生産組織の規模拡大等支援**
飼料生産組織の規模拡大に必要な機械導入や、畜産農家と長期契約を結び飼料生産組織が作業規模を拡大する取組を支援します。
- 3 飼料増産活性化対策**
中山間地域での飼料増産活動や草地改良技術の実証の取組を支援します。
- 4 国産飼料広域供給対策**
品質表示による国産飼料の販売拡大や広域流通体制の構築を支援します。
- 5 国産稲わら利用拡大実証・調査**
利便性の高い国産稲わら等を形成・流通するのに必要な実証・調査を支援します。
- 6 広域流通拠点の整備**
国産飼料の流通拠点の整備を支援します。
- 7 国産飼料用種子の供給能力強化**
家畜改良センターの種子生産施設を強化します。

2. 畜産クラスター事業（飼料増産優先枠）

（所要額）7,000百万円

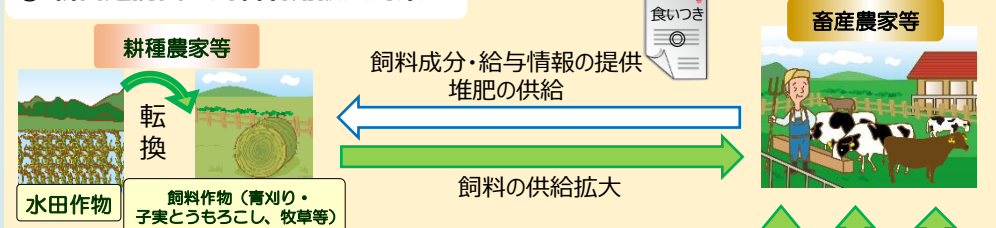
飼料増産に必要な施設・機械の導入のための優先枠を措置します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

① 耕畜連携国産飼料利用拡大対策



② 飼料生産組織の規模拡大等支援



⑥ 広域流通拠点の整備



③ 飼料増産活性化対策



④ 国産飼料広域供給対策



⑤ 国産稲わら利用拡大実証・調査



【お問い合わせ先】（1 ①～⑥の事業） 畜産局飼料課（03-6744-7192）
（1 ⑦の事業） 畜産振興課（03-6744-2276）
（2の事業） 企画課（03-3501-10 48）

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：定額（1,000万円/年、粗放的利用支援[※]）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年】

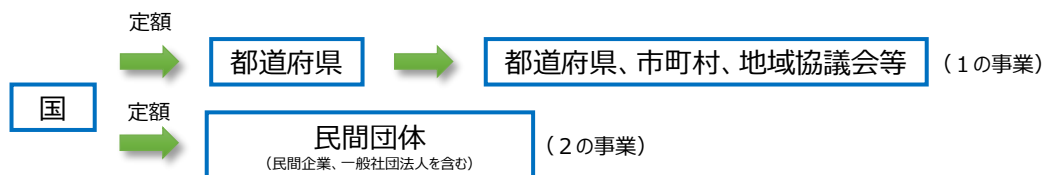
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



長大法面の芝生化



放牧

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための各種取組を選択・実施



【土地利用構想図の策定】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

高温対策栽培体系への転換支援

【令和5年度補正予算額 270百万円】

（関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業 31,000百万円の内数）

<対策のポイント>

今夏の猛暑を始めとする高温化傾向による農作物への影響を軽減するため、高温環境に適応した栽培体系への転換に向けて、**地域の実情や品目に応じた高温耐性品種や高温対策栽培技術を迅速に産地に導入するための実証等を支援**します。

<事業目標>

高温環境に適応した持続的な栽培体系の構築

<事業の内容>

<事業イメージ>

高温対策栽培技術等の実証支援

270百万円

農業者、農業者団体、行政などの地域の関係者が取り組む高温耐性品種の導入、高温対策栽培技術の取組等を組み合わせた高温対策栽培体系への転換に向けた実証を支援します。

【補助率：1/2以内（補助上限600万円/地域）】

高温対策栽培技術等の実証



新品種への切替え実証

土づくりの実証

- ・ 栽培実証に直接必要となる経費（実証圃の借上げ、種子・苗、資材、土壌分析、堆肥施用等の土づくり、生産物の分析・調査等）を支援（1/2以内）
- ※栽培実証に直接要しない費用は対象外

（関連事業）

産地生産基盤パワーアップ事業

31,000百万円の内数

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、高温対策に必要な農業機械・設備の導入等を支援します。

【補助率：1/2以内】

（関連事業）

高温対策栽培に必要な機械・設備の整備



追肥ドローン

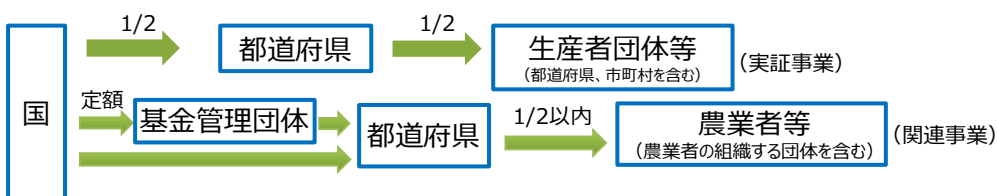
色彩選別機

農業用ハウスの細霧冷房

園地の遮光対策

- ・ 高温対策に必要な機械・設備の導入等を支援（1/2以内）

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

農産局穀物課 (03-6744-2108)
園芸作物課 (03-6744-2113)
果樹・茶グループ (03-6744-2117)
地域作物課 (03-3502-5 50)

令和5年産水稻うるち玄米農産物検査結果(令和5年9月30日時点)

- 令和5年産米の検査数量は、9月末現在189万トン(前年同期158万トン)。前年の検査数量421万トンと比較して44.9%の進捗率。
- 高温・渇水の影響による白未熟粒の発生等により1等比率は全国で59.6%(前年同期75.8%より16.2%低下)。
- 一方で、高温耐性品種の検査等級は、1及び2等の比率はおおむね9割以上。

【全国の検査結果に占める1等比率】 (%)

	5年産	4年産	3年産	2年産	元年産
8月末現在	68.9	68.0	76.1	74.3	67.8
9月末現在	59.6	75.8	82.6	80.7	67.6
最終	-	78.5	83.1	79.8	73.2

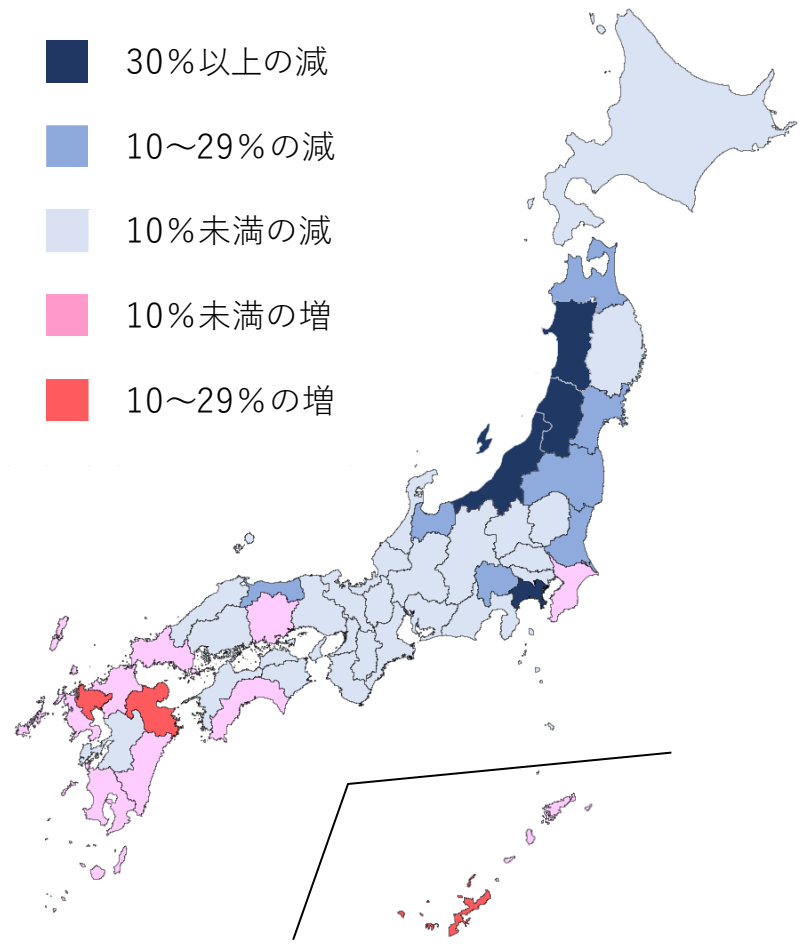
※元年産～3年産の最終は確定値、4年産の最終は令和5年3月31日現在の速報値

【N県における品種別検査結果】

品種名	高温耐性	検査数量(トン)	等級別比率(%)			
			1等	2等	3等	規格外
コシヒカリ	なし	189,711	3.6	42.7	50.9	2.9
			46.3			
こしいぶき	あり	64,996	15.9	73.9	9.8	0.4
			89.8			
ゆきん子舞	あり	19,237	56.8	38.3	4.3	0.6
			95.1			
新之助	あり	10,223	97.3	2.5	0.2	0.1
			99.8			
にじのきらめき	あり	1,460	26.0	65.1	8.5	0.3
			91.1			

※四捨五入の関係で合計値が一致しないことがある

【1等比率の前年同期比較】



令和5年産水稻うるち玄米 等級別検査数量（令和5年9月30現在）

(単位:%)

	等級比率				1等比率	
	1等	2等	3等	規格外	前年同期	5力年平均 (H30-R4)
北海道	86.4	9.3	1.7	2.5	93.6	89.9
青森	68.9	29.8	1.2	0.0	92.2	92.8
岩手	92.5	6.9	0.4	0.1	96.8	96.0
宮城	84.0	15.2	0.7	0.1	97.4	88.1
秋田	62.6	33.8	3.1	0.5	92.6	89.6
山形	54.7	43.8	1.4	0.1	96.4	94.2
福島	76.2	22.7	1.0	0.1	95.3	92.9
茨城	57.1	38.1	4.5	0.3	67.6	80.1
栃木	88.1	11.3	0.6	0.1	94.3	93.4
群馬	64.1	29.4	6.4	0.1	69.1	89.1
埼玉	32.1	44.2	22.7	1.0	37.8	65.8
千葉	88.3	10.7	0.8	0.2	86.8	88.6
東京	—	—	—	—	—	—
神奈川	16.8	75.5	7.6	0.1	60.8	37.6
山梨	80.7	19.1	0.3	—	91.7	83.7
長野	95.6	3.9	0.4	0.0	98.4	96.1
静岡	80.4	16.1	3.3	0.3	85.4	80.4
新潟	13.5	48.8	35.5	2.2	74.4	68.0
富山	56.8	36.7	6.4	0.1	85.7	89.2
石川	79.6	18.8	1.4	0.2	81.5	87.3
福井	85.0	11.1	2.0	1.9	89.5	85.4
岐阜	42.9	51.9	4.0	1.2	47.9	58.7
愛知	20.8	53.8	24.6	0.8	29.0	54.8
三重	31.6	64.4	3.7	0.3	40.0	36.4

	等級比率				1等比率	
	1等	2等	3等	規格外	前年同期	5力年平均 (H30-R4)
滋賀	57.4	40.3	2.2	0.1	65.2	66.4
京都	62.7	31.0	5.6	0.7	69.2	65.8
大阪	20.7	61.5	15.3	2.4	26.0	47.3
兵庫	30.3	59.2	10.1	0.5	33.5	54.3
奈良	78.8	18.1	2.8	0.3	85.9	89.2
和歌山	13.5	67.2	18.0	1.3	14.4	28.9
鳥取	36.3	59.2	4.3	0.1	49.4	53.8
島根	52.6	36.2	9.9	1.2	60.4	67.8
岡山	76.7	20.1	2.4	0.8	73.3	67.9
広島	86.6	12.4	1.0	0.1	87.7	84.9
山口	78.8	19.5	1.5	0.3	76.1	73.4
徳島	42.1	50.5	6.6	0.9	45.9	42.9
香川	8.5	83.3	8.0	0.3	9.5	23.5
愛媛	40.7	54.8	3.4	1.1	46.8	40.2
高知	20.9	67.2	10.2	1.7	16.0	18.1
福岡	11.0	81.7	6.2	1.2	8.6	22.1
佐賀	76.0	21.5	0.9	1.6	61.0	46.0
長崎	45.0	51.4	3.2	0.4	40.0	34.2
熊本	29.3	57.9	11.2	1.6	29.8	29.5
大分	64.4	30.5	3.7	1.4	54.2	51.4
宮崎	61.7	24.3	10.5	3.5	60.4	48.3
鹿児島	37.6	50.6	10.4	1.4	27.9	41.0
沖縄	58.3	30.9	7.4	3.4	43.6	51.2
全国	59.6	31.1	8.4	0.9	75.8	79.0

注 1) ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

2) 「0」は単位に満たないもの、「-」は事実がないものを示している。

3) 「5力年平均」は、平成30年産から令和4年産の平均値。平成30年～令和3年産は確定値、令和4年産は令和5年3月31日現在の速報値を使用。

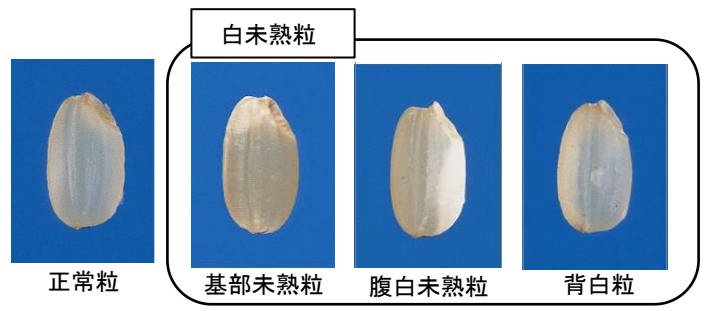
高温・渇水の状況と対応について

- 令和5年は、梅雨明け以降、北・東日本を中心に記録的な高温で推移。
- このため、出穂期以降の高温による白未熟粒の発生などが懸念された各県においては、品質低下を防ぐための追肥や水管理・適期収穫等の対応を強化。加えて、一部地域では少雨による渇水のため、番水(※)や消雪用井戸の活用等も実施。
- 地球温暖化に伴い高温傾向が続くことが見込まれることから、高温耐性品種の拡大を進める必要。

※番水: 用水の受益地区をいくつかに分け、区分した地区ごと、または圃場ごとに順番と時間を決めて、数日ごとに配水する方法。

【高温・渇水による農作物への影響】

・米: 白未熟粒の発生



・トマト: 裂果の発生



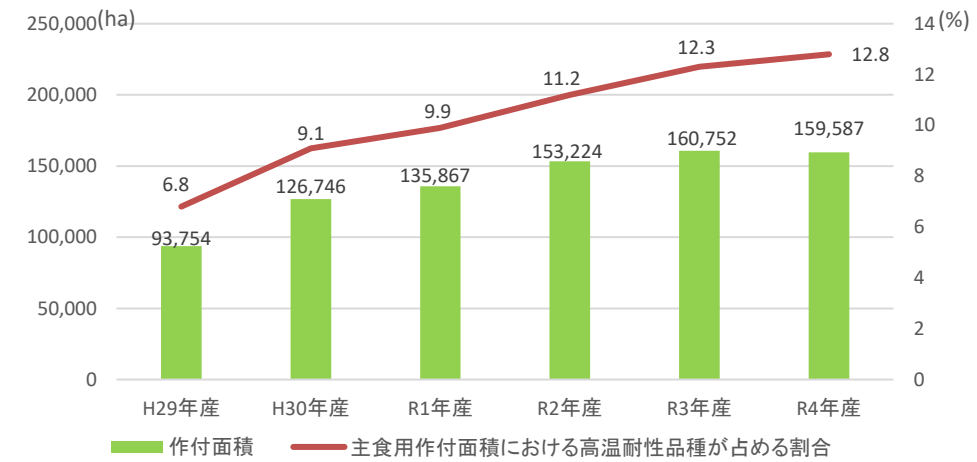
・リンゴ: 日焼け果の発生



【高温・渇水への対策】

- ・高温耐性品種の導入
- ・土づくり、追肥、水管理、適期収穫等の高温対策技術の実施
- ・番水、消雪用井戸の活用、排水の反復利用等の渇水対策技術の実施

○米の高温耐性品種の作付状況



品種名	作付面積 (令和4年産)	作付けの多い上位3都道府県	品種名	作付面積 (令和4年産)	作付けの多い上位3都道府県
きぬむすめ	22,856ha	鳥根、岡山、鳥取	さがびより	6,060ha	佐賀
こしいぶき	19,600ha	新潟	ゆきん子舞	5,200ha	新潟
つや姫	17,303ha	山形、宮城、鳥根	ふさおとめ	4,800ha	千葉
ふさこがね	11,900ha	千葉	なつほのか	4,058ha	長崎、大分、鹿児島
あきさかり	7,658ha	広島、徳島、福井	新之助	4,000ha	新潟
にこまる	7,495ha	長崎、愛媛、岡山	雪若丸	4,000ha	山形
とちぎの星	7,200ha	栃木	てんたかく	3,802ha	富山
影のきずな	6,500ha	埼玉	その他	21,185ha	
元気つくし	6,170ha	福岡	計	159,587ha	

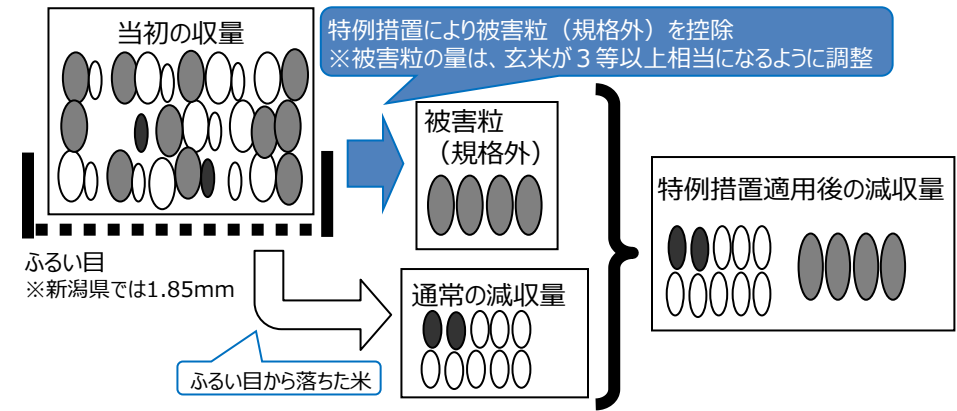
出典: 農林水産省「地球温暖化影響調査レポート」
 ※1 高温耐性品種とは、高温にあっても玄米品質や収量が低下しにくい品種で、地球温暖化による影響に適應することを目的として導入された面積について、都道府県から報告があったものを取りまとめたもの。
 ※2 作付面積には推計値も含まれる。

今般の高温・渇水被害に対する農水省の対応①

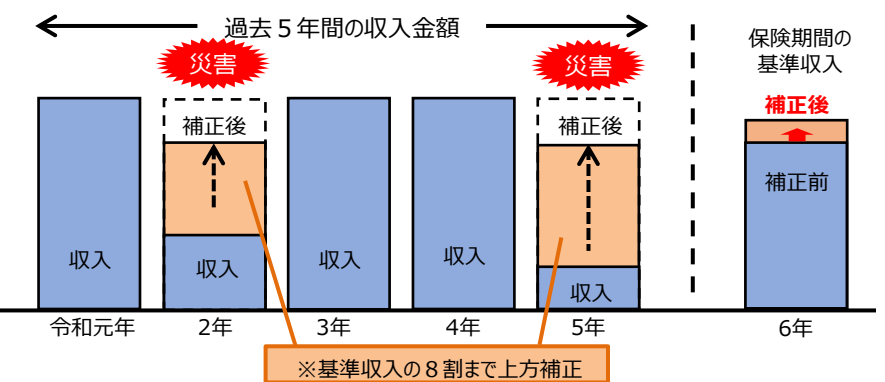
- 水稲共済では、品質低下による規格外の被害粒も減収量に含める特例措置が存在。また、収入保険では令和6年加入者より気象災害特例を措置し、災害等で収入が減少した年でも基準収入の8割まで補正。
- 高温による農作物の影響軽減のため、地域の実情や品目に応じた高温耐性品種や高温対策栽培技術の導入実証等を支援。

【農業保険による支援】

- 水稲共済の損害評価の特例措置(農業共済組合からの申請による)
 - ・品質低下による規格外の被害粒も減収量に含める



- 収入保険に係る気象災害特例
 - ・令和6年加入者より気象災害特例を措置し、災害等で収入が減少した年でも基準収入の8割まで補正



【高温対策栽培体系への転換等】

- 高温対策栽培体系への転換支援: 3億円【R5補正】

- ・高温耐性品種への転換や栽培技術の導入実証にかかる物財費を支援(1/2以内)
- 例: 実証圃の借上げ、種子・苗、遮光ネット等の生産資材、土壌分析、堆肥施用による土づくり、生産物の分析・調査等



- 産地生産基盤パワーアップ事業: 310億円の内数【R5補正】

- ・高温対策に必要なとなる機械・設備の導入や堆肥施用による土づくりの実証等を支援(1/2以内、定額)



- 農業競争力強化基盤整備事業等: 460億円の内数【R5補正】

- ・揚水機場、貯水池整備等(1/2等)



- 災害復旧事業: 397億円の内数【R5補正】

- ・渇水等により深刻な水田のひび割れが発生した場合に、復旧を支援(1/2等)

今般の高温・渇水被害に対する農水省の対応②

- 今夏の高温・渇水の影響を受け、白未熟粒が多発し、米の農産物検査における1等比率が低下している地域も発生。
- 農産物検査の等級は、精米する際の歩留まりの目安であり、おいしさの格付けではない。
- 白未熟粒は、精米過程で除去される場合が多いが、乳白色になった粒が多いお米についても、早炊きモードの使用や水加減を少なくすることなどによりおいしく炊けることを農水省公式YouTubeチャンネル「BUZZ MAFF（バズマフ）」「maffchannel（マフチャンネル）」にて情報発信。

【BUZZMAFF】

- ・猛暑による影響とおいしく食べる方法について、農水省職員が出演した60秒程度のショート動画を作成
- ・早炊きモードの使用や通常よりも水を少なめに炊くと、乳白色の粒が多い米もおいしく食べられることを情報発信（11/9(木)16時時点 再生回数8,473）



【maffchannel】

- ・米の食味の専門家の大坪研一教授、お米マイスターの澁谷梨絵さんにも出演いただき、4分程度の動画を作成
- ・米の検査等級はおいしさの格付けではないことについて説明（11/9(木)16時時点 再生回数2,535）



～今年の猛暑とお米の食べ方について～

今年の新米は、猛暑で乳白色になっているものもあります。

皆さんが目にするお米は精米されているので

気にならないかもしれませんが、

もし、買われたお米が、「いつもより少し白いかな？」

というときは、この動画を参考にしてください。



新潟薬科大学
大坪研一教授



五ツ星お米マイスター
澁谷梨絵さん

（参考）【JA系統の取組】

- ・JA全農が石川佳純さんを迎え、「新米試食会イベント」を開催
 - ・令和5年産の新米を試食して食レポするほか、猛暑の影響を受けたお米について、専門家が炊き方などを紹介
- 日時：11/15(水)11時～12時
- 場所：アグベンチャーラボ(東京都千代田区大手町1-6-1)

「米に関するマンスリーレポート」による情報提供

- 各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、「米に関するマンスリーレポート」を毎月発行。
- 産地別の需給・価格・販売進捗・在庫等の基本的な情報の提供に加えて、事前契約の状況や中食・外食事業者の仕入状況等の動向を調査・公表。[【https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html】](https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html)



「米に関するマンスリーレポート」目次

■ 特集記事

- 1 米の民間在庫情報
- 2 米の価格情報
- 3 米の契約・販売情報
- 4 消費の動向
- 5 輸出入の動向
- 6 主食用米以外の情報

※ 別冊の資料編には、より詳細なデータや過去の実績を掲載しているほか、麦・大豆などの価格情報についても掲載。

1 米の民間在庫情報

○ 産地別民間在庫量の推移

各産地別、出荷・販売段階別の在庫量を毎月調査・公表

産地	4年7月	8月	9月	10月	11月	12月	(単位:千玄米トン)					
							4年7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道							出荷+販売段階	4年	5年	6年	7年	8年
							在庫	4年	5年	6年	7年	8年
山形							出荷+販売段階	4年	5年	6年	7年	8年
							在庫	4年	5年	6年	7年	8年

2 米の価格情報

○ 相対取引価格・数量

全国18産地品種銘柄の相対取引価格・数量を毎月調査・公表

産地	品種銘柄	4年度 全取引月	月別価格				年度平均価格		取引数量								
			4年7月	8月	9月	10月	4年	5年	4年	5年	6年	7年					
北海道	ななつぼし	14,184	17,700	13,785	102%	110%	12,824	13,779	12,887	108%	17,678	67%	134%	8,838	65,325	11,143	107%

※ 価格については、相対取引価格のほか、**小売価格 (POSデータ)** や**スポット取引価格**などを掲載

3 米の契約・販売情報

○ 産地別契約・販売状況

各産地及び全国118産地品種銘柄の集荷・契約・販売状況を毎月調査・公表

産地	作況指数	集荷・契約・販売数量 (北海道から静岡まで)			(単位:千玄米トン)															
		集荷数量	契約数量	販売数量	参考:前年同月比 (3年産の同時期との比較)			集荷数量			契約数量			販売数量						
北海道	106	287.8	208.2	83.0	85%	89%	100%	93%	93%	101%	93%	85%	84%	105%	85%	84%	105%	85%	84%	105%

4 消費の動向

○ 仕向先別の販売価格・数量

米の販売事業者に対し、小売、中食・外食事業者等別の精米の販売数量・価格の動向を毎月調査・公表

販売数量の動向 (対前年比) 販売価格の動向 (前年同月比)

仕向先別	4年1月	2月	3月
小売事業者向け	97%	95%	99%
(※令和元年との比較)	(105%)	(102%)	(103%)
中食・外食事業者等向け	105%	101%	101%
(※令和元年との比較)	(90%)	(88%)	(92%)
販売数量計	101%	98%	100%
(※令和元年との比較)	(97%)	(95%)	(98%)

5 輸出入の動向

○ コメ・コメ加工品の輸出実績の推移

コメ・コメ加工品の品目別、国別の輸出数量・金額を毎月公表

品名	2020年	2021年	2022年	増減 (前年同月比)	2020年		2021年		2022年	
					数量	金額	数量	金額	数量	金額
雑穀粉	19,781	5,315	22,839	5,933	28,528	7,382	22,127	8,822	22,839	

6 主食用米以外の情報

○ 加工用米及び新規需要米等の生産状況

加工用米の生産量、新規需要米の用途別作付・生産状況の推移を公表

用途	うち			合計	(参考)					
	うるち米	もち米	計		全国流通		地域流通		その他	
令和元年産	203,740	49,186	252,926	100,788	155,741					